

# 資料 2-1

(案)

## さいたま市障害者総合支援計画 素案

(第1章の一部、第2章、第3章は、別紙新旧対照表のとおり)

※ 素案中に掲載している施策や個別の事業等については、今後の社会状況の変化や予算の状況等を踏まえ一部変更を行う場合があります。

# 目次

※ページ番号は、仮のものです。

第1章 総論 .....	1
1 計画の概要 .....	1
(1) 計画策定の趣旨 .....	1
(2) 計画の位置づけ .....	2
(3) 計画の期間 .....	4
(4) 計画策定の視点 .....	4
(5) 障害者施策の推進体制 .....	6
2 前期計画の進捗状況 .....	7
(1) 各施策の進捗状況 .....	7
(2) 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の進捗状況 .....	13
3 障害者（児）をめぐる状況 .....	26
(1) 障害者手帳所持者数等の推移 .....	26
(2) アンケート調査等から見る障害者（児）の状況 .....	30
(3) 誰もが共に暮らすための市民会議での主な意見 .....	48
4 計画の基本的枠組 .....	51
(1) 基本方針 .....	51
(2) 基本目標 .....	51
(3) 計画の体系 .....	54
(4) 実施事業 .....	55
第2章 各論 .....	63
基本目標1 障害者の権利の擁護の推進 .....	63
基本施策（1）障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進 .....	63
基本施策（2）障害を理由とする差別の解消 .....	67
基本施策（3）障害者への虐待の防止 .....	69
基本施策（4）成年後見制度の利用の支援 .....	71
基本目標2 質の高い地域生活の実現 .....	72
基本施策（1）ライフステージを通じた切れ目のない支援 .....	72
基本施策（2）障害者の自立の助長及びその家族（ <u>ケアラー・ヤングケアラー</u> ）の負担の軽減のための総合的な支援 .....	75
基本施策（3）障害者の居住場所の確保 .....	81

基本施策（４）相談支援体制の充実.....	83
基本施策（５）人材の確保・育成.....	86
基本目標３ 自立と社会参加の仕組みづくり .....	90
基本施策（１）情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実.....	90
基本施策（２）障害者の就労支援.....	93
基本施策（３）アクセシビリティに配慮した空間の整備.....	96
基本施策（４）外出や移動の支援.....	99
基本施策（５）文化・スポーツ活動の促進.....	101
基本目標４ 障害者の危機対策 .....	104
基本施策（１）防災対策の推進.....	104
基本施策（２）防犯等の対策.....	107
<b>第３章 第６期障害福祉計画及び第２期障害児福祉計画 .....</b>	<b>109</b>
1 成果目標 .....	109
（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	109
（２）精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築.....	110
（３）地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	111
（４）福祉施設から一般就労への移行等.....	112
（５）障害児支援の提供体制の整備等.....	114
（６）相談支援体制の充実・強化等.....	115
（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	116
2 訪問系サービスの見込量と確保のための方策 .....	117
（１）訪問系サービスの見込量.....	117
（２）訪問系サービスの確保方策.....	118
3 日中活動系サービスの見込量と確保のための方策 .....	119
（１）日中活動系サービスの見込量.....	119
（２）日中活動系サービスの確保方策.....	122
4 居住系サービスの見込量と確保のための方策 .....	123
（１）居住系サービスの見込量.....	123
（２）居住系サービスの確保方策.....	124
5 相談支援サービスの見込量と確保のための方策 .....	125
（１）相談支援サービスの見込量.....	125
（２）相談支援サービスの確保方策.....	125
6 障害児通所支援等の見込量と確保のための方策 .....	126
（１）障害児通所支援等の見込量.....	126
（２）障害児通所支援等の確保方策.....	128

7	発達障害者等に対する支援の見込量と確保のための方策	129
	(1) 発達障害者支援地域協議会の開催	129
	(2) 発達障害者支援センターによる相談支援	129
	(3) 発達障害者支援センターの関係機関への助言	129
	(4) 発達障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発	129
	(5)ペアレントトレーニング等による家族等に対する支援	129
	(6) 発達障害者等及び家族等支援事業（ペアレントメンター事業）	130
	(7) ピアサポート活動の実施	130
8	精神障害者等に対する支援の見込量と確保のための方策	131
	(1) 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	131
	(2) 精神障害者に対する各種障害福祉サービスによる支援	131
9	相談支援体制の充実・強化のための取組に対する見込量と確保のための方策	132
	(1) 総合的・専門的な相談支援の実施	132
	(2) 地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言	132
	(3) 地域の相談支援事業者の人材育成の支援	132
	(4) 地域の相談機関との連携強化の取組	132
10	障害福祉サービス等の質の向上に関する取組に対する見込量と確保のための方策	133
	(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	133
	(2) 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果の活用	133
	(3) 障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の適切な実施	133
11	地域生活支援事業の見込量と確保のための方策	134
	(1) 理解促進研修・啓発事業	134
	(2) 自発的活動支援事業	134
	(3) 相談支援事業	134
	(4) 成年後見制度利用支援事業	134
	(5) 成年後見制度法人後見支援事業	134
	(6) 意思疎通支援事業	135
	(7) 日常生活用具給付等事業	135
	(8) 移動支援事業	135
	(9) 地域活動支援センター事業	135
	(10) 発達障害者支援センター運営事業	135
	(11) 障害児等療育支援事業	135
	(12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	136
	(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	136
	(14) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業	136
	(15) 任意事業	136



# 総論

## 1 計画の概要

### (1) 計画策定の趣旨

(別紙 新旧対照表のとおり)

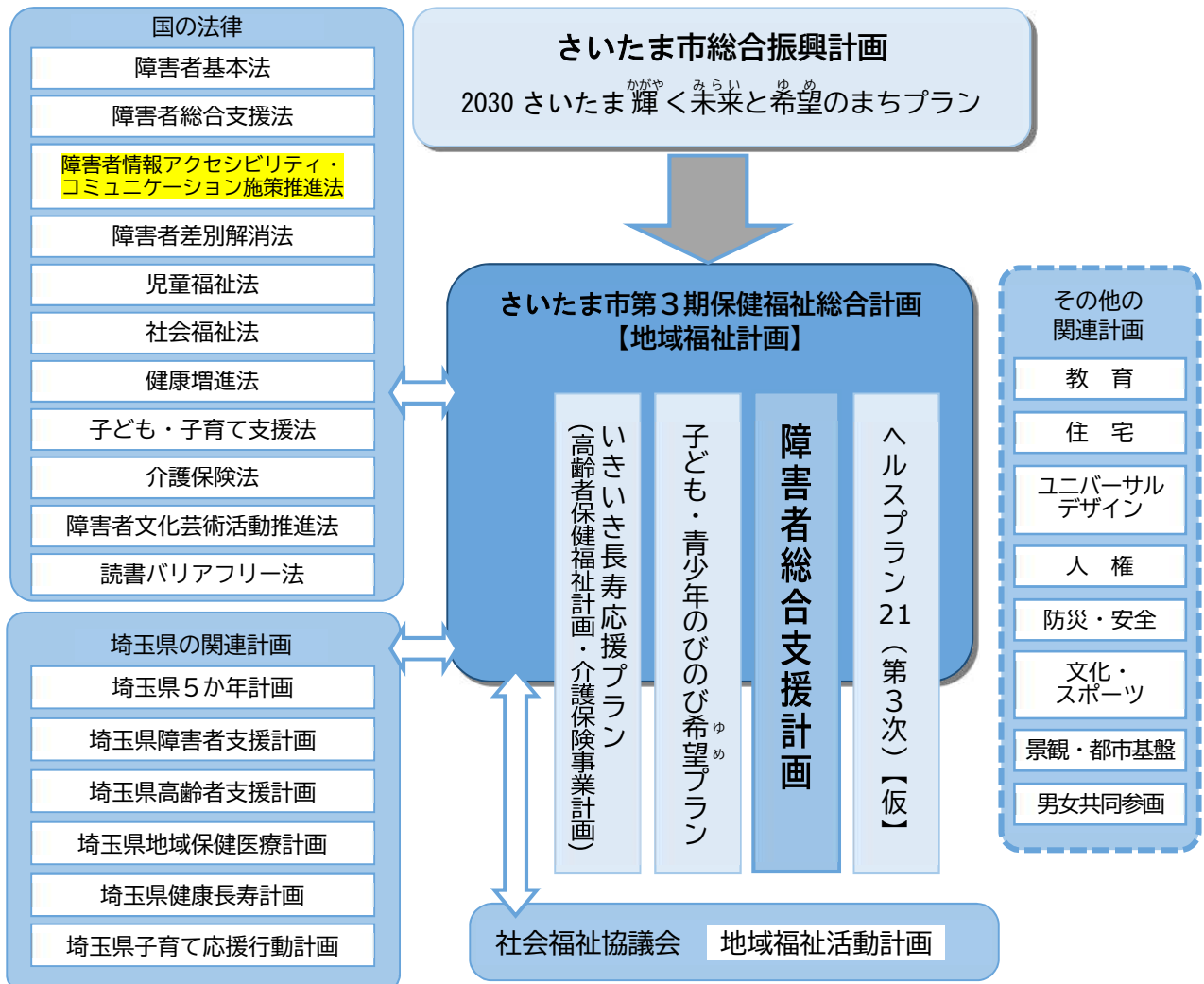
## (2) 計画の位置づけ

本計画は、市の上位計画である「さいたま市総合振興計画」の下に、「さいたま市保健福祉総合計画」の障害者福祉分野に関する部門別計画として位置づけるものです。

また、この計画は、障害者基本法の規定に基づく「市町村障害者計画」であると同時に、障害者総合支援法の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、さらに、「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）に基づく施策を推進するための計画といった4つの位置づけを持つ計画を一体的に策定するものです。

加えて、令和4年に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）第9条第1項において、市町村障害者計画を策定し又は変更する場合には、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする、と定められています。

図 計画の位置づけ



## ■ 「障害者総合支援計画」における4つの位置づけ

本計画は、次の法律、条例により策定が位置づけられている法定計画です。

### ① 市町村障害者計画（障害者基本法第11条）

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、本市の障害者施策全般にわたる推進の方向性と具体的な方策を示すものです。

障害者基本法

（障害者基本計画等）

第十一条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

### ② 市町村障害福祉計画（障害者総合支援法第88条）

障害福祉サービスの提供体制の確保やその他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として規定されており、今後必要とされる福祉サービス量を計画的に整備するためのものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

### ③ 市町村障害児福祉計画（児童福祉法第33条の20）

児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、本市の障害児のサービス提供体制の整備等を計画的に構築するためのものです。

児童福祉法

（市町村障害児福祉計画）

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

### ④ さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（条例第6条）

条例に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。

さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例

（計画の策定等）

第6条 市長は、この条例に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するためさいたま市障害者総合支援計画を策定するとともに、毎年度、別に定めるさいたま市障害者政策委員会（以下「政策委員会」という。）に当該計画に基づく施策の実施の状況を報告しなければならない。

### (3) 計画の期間

本計画における計画期間は、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の計画期間に準じ、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

和 暦		平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
さいたま市障害者総合支援計画	障害者基本計画	第4次			第5次			第5次		
	障害福祉計画	第5期			第6期			第7期		
	障害児福祉計画	第1期			第2期			第3期		

※網掛はさいたま市障害者総合支援計画の計画期間であり、点線は国の計画期間を示す。

### (4) 計画策定の視点

(別紙 新旧対照表のとおり)

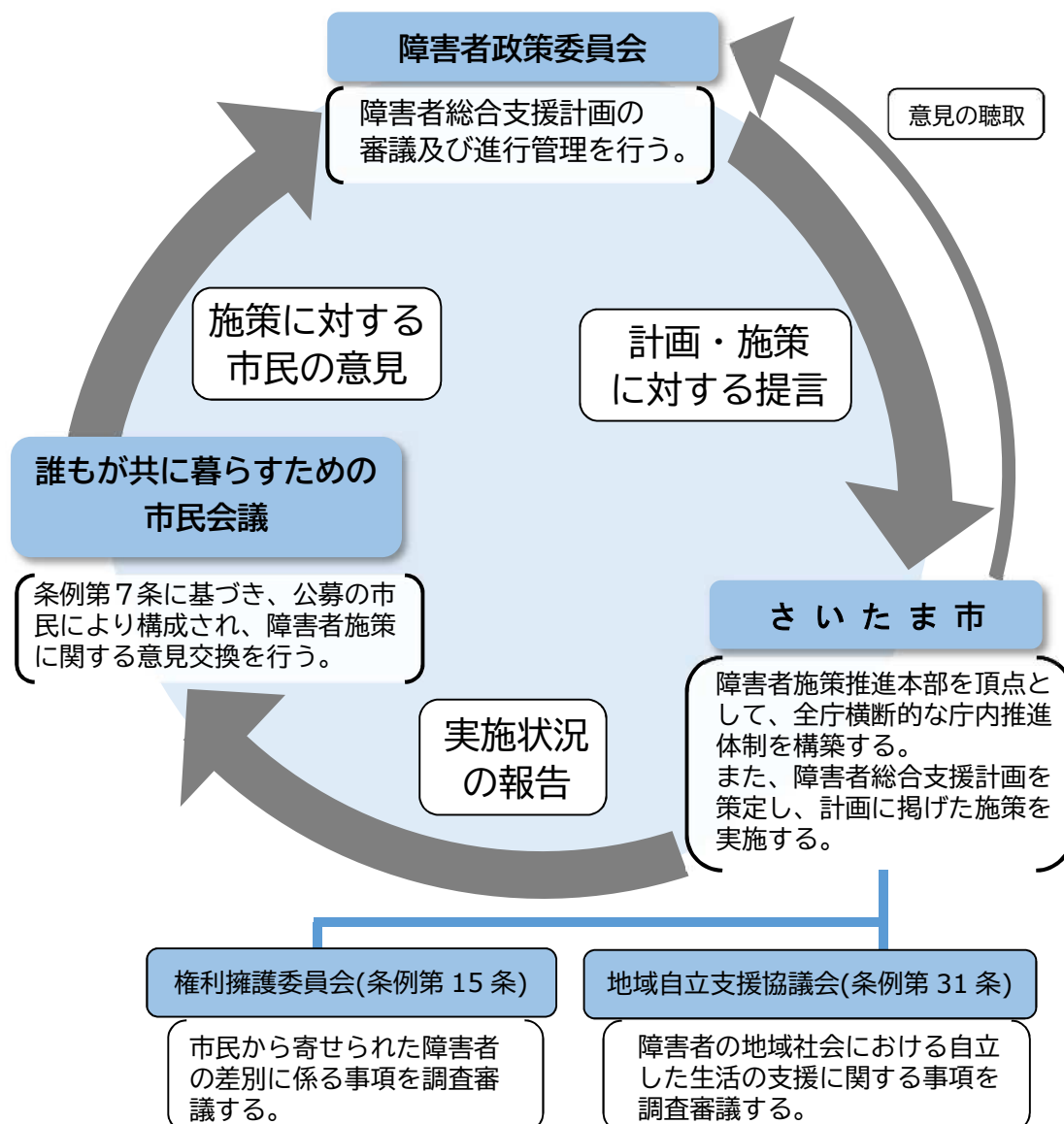


## (5) 障害者施策の推進体制

障害者総合支援計画の審議及び進行管理などを行う「障害者政策委員会」、障害者施策について市民が相互に意見交換を行う「誰もが共に暮らすための市民会議」、計画の実施主体であるさいたま市が、相互に連携して施策を進めます。

また、PDCAサイクルの考え方の下、計画における成果目標及び活動指標については、「障害者政策委員会」や「地域自立支援協議会」を中心に、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要に応じて計画の変更や見直し等の措置を行うこととします。

PDCAサイクルとは……  
 事業について、計画を立て（Plan）、実施（Do）し、事業終了後に、結果を評価（Check）し、改善（Action）し、次の計画に反映させていくというマネジメント・サイクルを確立する仕組みです。



## 2 前期計画の進捗状況

### (1) 各施策の進捗状況

前期計画（さいたま市障害者総合支援計画（平成3～令和5年度））では、「誰もが権利の主体として安心して地域で生活できる社会の実現を目指して」という基本方針の下、4つの基本目標を設定し、94の関連事業を着実に進めてきました。

また、各事業には「成果指標」を設定し、その達成状況を毎年度評価していくこととしています。

計画の94の関連事業の令和4年度までの達成度について評価したところ、「目標を上回って達成」と「目標をおおむね達成」を合わせた「目標を達成」した事業は83事業（88.3%）となり、おおむね順調に施策の展開が図られています。以下に、前期計画の基本目標・基本施策の令和3年度、令和4年度の実施状況と課題について記載します。

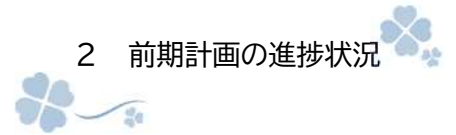
#### 基本目標1 障害者の権利の擁護の推進

障害者に対する偏見や差別をなくし、理解と認識を深めるため、ノーマライゼーションカップや「障害者週間」市民のつどい等、市のノーマライゼーション条例の理念に関する普及啓発活動を図ったほか、障害者福祉施策の実施状況や課題について話し合う場として市民会議を実施しました。

より多くの市民が障害者や障害について関心を寄せ、正しく理解してもらうため、障害者や障害についての講演会などの機会を一層充実するとともに、今後はマスメディアやSNSも活用しながら、ノーマライゼーションの理念の更なる普及啓発活動を行う必要があります。

障害に関する差別解消への取り組みとしては、障害者の権利擁護に関する委員会における検討を中心に、障害当事者や家族、障害福祉サービス事業所等から収集した事例をまとめ、「障害のある方にとっての困りごと事例集～コロナ禍で抱える困難と合理的配慮～」を作成しました。また、障害福祉サービス事業所等の職員等を対象に基礎的な研修を実施したところ、研修後のアンケートでは、全ての方から内容を理解できたとの回答を得ました。市職員向けにも、さいたま市職員対応要領を基礎資料とした研修を行い、啓発を図りました。

今後も引き続き、研修会や講演会等での普及啓発を図るとともに、関係団体等との連携を強化し、障害者差別の解消及び合理的配慮の提供をより一層推進していく必要があります。



## 基本目標2 質の高い地域生活の実現

障害者が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の安定と充実を図ってきました。

また、市の様々な機関が相互に連携し、精神障害者を対象とした救急医療体制整備や地域移行支援のほか、発達障害者（児）及びその家族等に対する支援の充実等、地域生活の支援を行っています。

多様化するニーズに適切に対応し、障害者が地域で安心して自立した生活を送ることができるとともに、その家族等の不安を軽減するため、障害福祉サービスの質の確保や向上を図る取組をより一層推進していく必要があります。

居住場所の確保については、グループホームの整備への補助金や賃貸住宅への入居支援、居宅改善の補助等を行ってきました。

障害者本人やその家族からの身近な相談機関として、障害者生活支援センターを中心に、障害者支援地域協議会の設置や、5か所目の基幹相談支援センターの整備、関係機関との連携による情報提供など、総合的な取り組みを推進してきました。

人材確保については、障害福祉サービスを将来にわたって安定的に提供できるよう、民間事業者や関係機関等と連携し、障害福祉分野の人材の確保や育成を支援しました。地域の関係機関におけるネットワークづくりや障害福祉事業所等に従事する職員に対し、障害に対する理解や専門知識の向上を図るなどの人材の育成や支援に、より一層取り組むことが必要です。

## 基本目標3 自立と社会参加の仕組みづくり

様々な障害の特性により意思疎通や情報の取得を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者等の派遣やアクセシビリティに配慮した情報提供を行うなど、障害特性に対応した情報の発信や、障害者が生活に必要な情報を取得するための支援を行っています。

就労支援については、障害者総合支援センターを拠点として、企業と連携した障害者の就労の促進や、ジョブコーチや雇用創出コーディネーターの派遣等、障害者雇用への理解促進や就労者への支援を行っています。

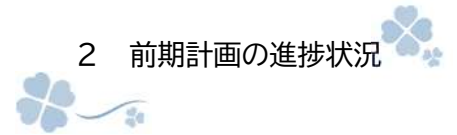
引き続き、就労支援を行う関係機関との連携の下、障害者雇用への理解促進や就労機会の拡大に努めるとともに、各障害特性に合わせた就労支援を行う必要があります。



#### 基本目標4 障害者の危機対策

障害者や高齢者等の要配慮者支援を含めた防災知識等の普及啓発を図るとともに、災害時に障害者が必要な支援を受けられることができるよう、避難行動要支援者名簿の整備や避難場所の整備等を行っています。今後は、防災への備えについての周知啓発も求められます。

引き続き、地域生活における安全・安心を確保する観点から、緊急時の対策を強化する必要があります。



## (2) 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の進捗状況

前期計画では、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画として、国の基本指針に基づき、数値目標や障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量を定めました。実績は以下のとおりとなっています（参考として平成30年度以降の実績を掲載）。

### ① 数値目標

#### ア 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者の6%（46人）を地域生活へ移行するとともに、令和元年度末時点の施設入所者数を1.6%削減（削減後に747人）することを目標値としました。

表 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標値と実績値

項目	平成30年度 実績値	令和元年度 実績値	令和2年度 実績値	令和3年度 実績値	令和4年度 実績値	令和5年度 目標値
地域生活移行者数	10人	24人	24人	12人	3人	46人
施設入所者数	733人	760人	748人	736人	725人	747人

入所施設から地域生活に移行するためには、地域生活に定着するための様々な支援が必要となります。特に、地域生活を営む受け皿となるグループホームなどの住まいの場の確保について、引き続き取り組んでいく必要があります。

また、各区障害者生活支援センターを中心とした相談機能を強化するとともに、障害福祉サービスの利用のみならず、就労支援を含めた幅広い支援の提供をより一層推進していく必要があります。

## イ 精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置、国指針を踏まえて各年度6月末時点（患者数の集計が6月末を基準とするため）の長期入院者数（65歳以上、65歳未満）の減少を図り取り組んでいます。

表 精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築に関する実績値

項目	平成30年 6月末時点 実績値	令和3年 6月末時点 実績値	令和4年 6月末時点 実績値	令和5年 6月末時点 実績値
精神病床における 1年以上 長期入院患者数 (65歳以上)	402人*	408人*	245人*	—
精神病床における 1年以上 長期入院患者数 (65歳未満)	346人*	341人*	250人*	—

※国立精神・神経医療研究センターが公表する「精神保健福祉資料」を基に算出

## ウ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針では、障害者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障害者の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに一つ以上を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証および検討することとなっていました。

さいたま市では、平成29年度から、地域自立支援協議会の場を活用して、地域の課題やニーズについて検討するとともに、本市の社会資源や制度を活用した地域の実情に応じた地域生活支援拠点等の整備に向けた協議を行っています。

表 地域生活支援拠点等の整備に関する目標値と実績値

項目	令和3年度 実績値	令和4年度 実績値	令和5年度 目標値
地域生活支援拠点等の運用状況について、検証・検討	年1回	年1回	年1回

参考【国における地域生活支援拠点等の必要な機能】

①	相談
②	緊急時の受け入れ・対応
③	体験の機会・場
④	専門的人材の確保・脅威
⑤	地域の体制づくり

## 工 福祉施設から一般就労への移行等

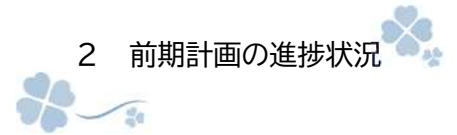
福祉施設の利用者のうち、「令和5年度中の就労移行支援事業所等を通じた一般就労移行者数」を令和元年度実績値の1.27倍以上増加(363人)、「令和5年度末時点の就労移行支援事業利用者数」を令和元年度実績値の1.30倍以上増加(255人)、「令和5年度末時点の就労移行支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合」を全体の7割以上とすることを目標としました。

令和4年度の実績は、一般就労移行者数は396人、就労移行支援事業利用者数は234人、就労定着率が8割以上の就労移行支援事業所は8割8分となっています。

表 福祉施設から一般就労への移行等に関する目標値と実績値

項目	令和3年度 実績値	令和4年度 実績値	令和5年度 目標値
一般就労移行者数	262人	396人	363人
一般就労移行者数 (就労移行支援)	211人	234人	255人
一般就労移行者数 (就労継続支援A型)	34人	60人	57人
一般就労移行者数 (就労継続支援B型)	17人	44人	51人
就労定着支援事業 の利用割合	3割4分	4割4分	7割
就労定着支援事 業の就労定着率	8割7分	8割8分	7割





### オ 障害児支援の提供体制の整備等

国の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針では、令和5年度末までに、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保をすることとしています。また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置をすることとしています。

表 障害児支援の提供体制の整備等に関する目標値と実績値

項目	平成30年度 実績値	令和元年度 実績値	令和2年度 実績値	令和3年度 実績値	令和4年度 実績値	令和5年度 目標値
児童発達支援センターの設置数	1か所増	0か所増	0か所増	設置済	設置済	設置済
保育所等訪問支援事業所の設置数	1か所増	3か所増	6か所増	設置済	設置済	設置済
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の設置数	1か所増	1か所増	0か所増	設置済	設置済	設置済
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	設置済	設置済	設置済	設置済	設置済	設置済
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	(検討)	(検討)	15人	配置 (8区)	配置 (9区)	配置

### カ 相談支援体制の充実・強化等

国の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針では、更なる相談支援体制の充実・強化等を推進するため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めて行くこととしています。

表 相談支援体制の充実・強化等に関する目標値と実績値

項目	令和3年度 実績値	令和4年度 実績値	令和5年度 目標値
基幹相談支援センターの設置	4か所目の 整備	5か所目の 整備	6か所目の 整備

キ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針では、障害福祉サービス等は多様化しており、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくこととしております。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等を提供するため、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築することとしております。

表 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に関する目標値と実績値

項目	令和3年度 実績値	令和4年度 実績値	令和5年度 目標値
サービスの質の向上 を図るための体制	検討	検討	検討

### 3 障害者（児）をめぐる状況

障害者手帳所持者数やアンケート調査、誰もが共に暮らすための市民会議での意見から見た本市における障害者（児）をめぐる状況は、以下のとおりとなります。

障害の特性によりご自身の意見を表明することが困難な方や制度の谷間にいる方のご意見、要望等についても、様々な方法で実態の把握に努め、本市の障害者施策を推進していく必要があります。

#### (1) 障害者手帳所持者数等の推移

##### ① 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は横ばいで推移しており、令和5年は33,274人となっています。等級別の構成割合は1級が35.6%、2級が14.6%で、合わせると50.2%と半数を占めています。

グラフ 等級別身体障害者手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）

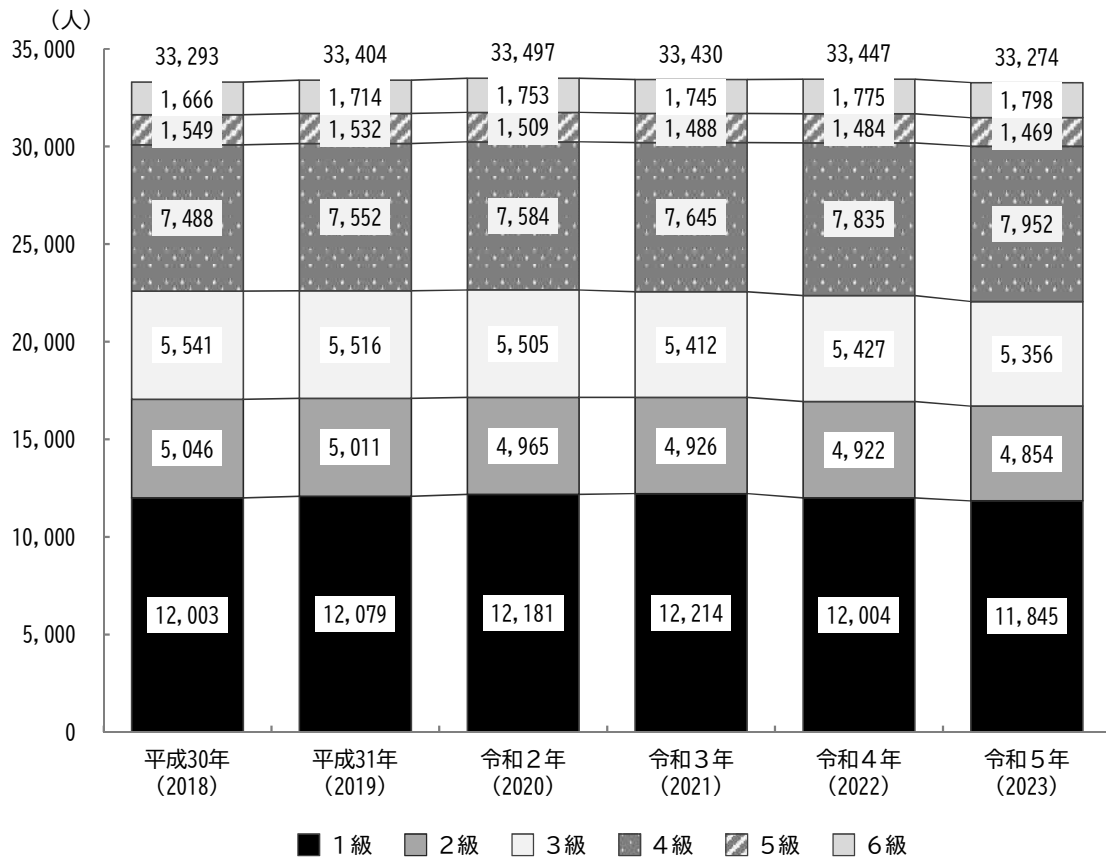


表 障害区分別身体障害者手帳所持者の内訳（各年4月1日現在）

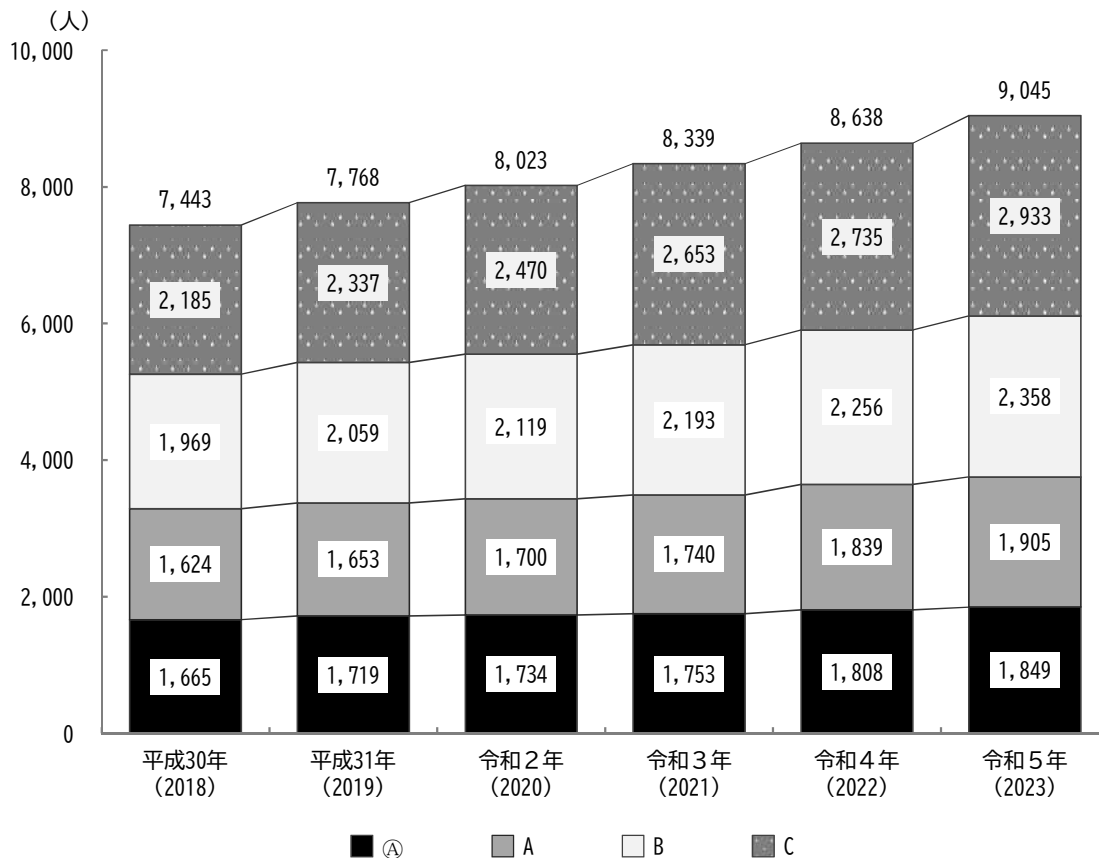
単位：人

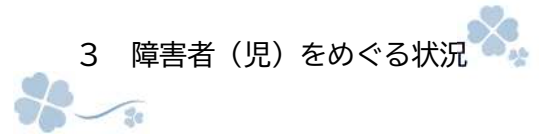
	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障害	2,232	2,238	2,253	2,244	2,285	2,321
聴覚・平衡機能障害	2,713	2,764	2,835	2,906	2,959	3,063
音声・言語・そしゃく機能障害	534	537	553	554	551	529
肢体不自由	17,417	17,106	16,823	16,489	16,124	15,816
内部障害	10,390	10,654	10,955	11,295	11,552	11,754
合計	33,286	33,293	33,404	33,497	33,430	33,447

## ② 療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は増加傾向が続いており、令和5年は9,045人で、平成30年の7,443人から1,602人の増加となっています。等級別の構成割合は軽度層のCが32.4%で、平成30年の29.4%から3.0ポイント増加しています。

グラフ 等級別療育手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）

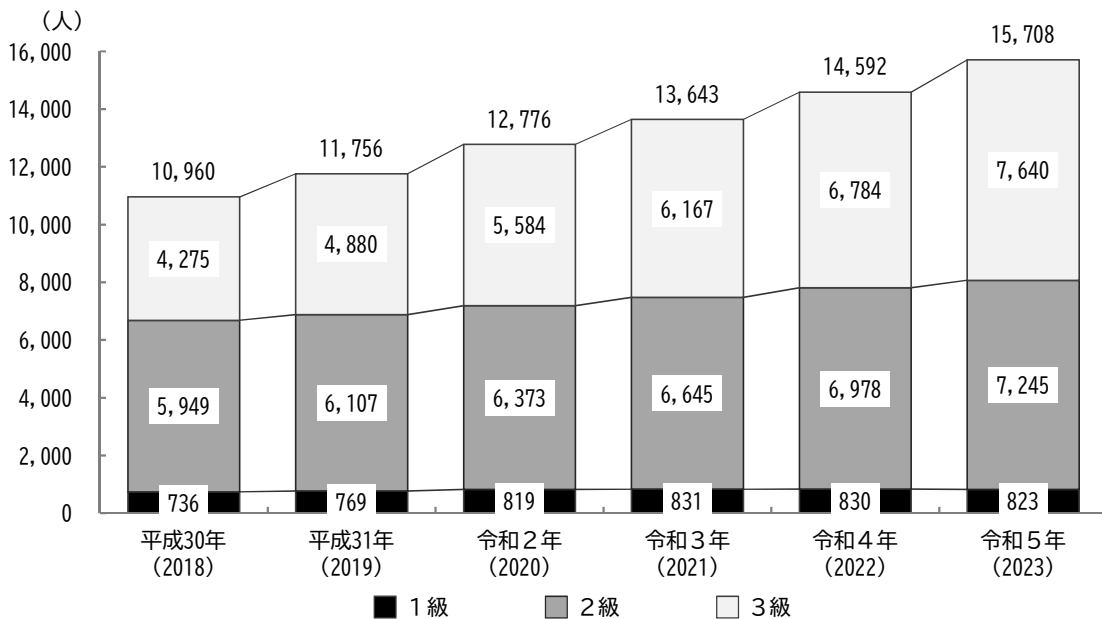




### ③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向が続いており、令和5年は15,708人で、平成30年の10,960人から4,748人増加しています。等級別の構成割合は3級が48.6%で、平成30年の39.0%から9.6ポイント増加しています。

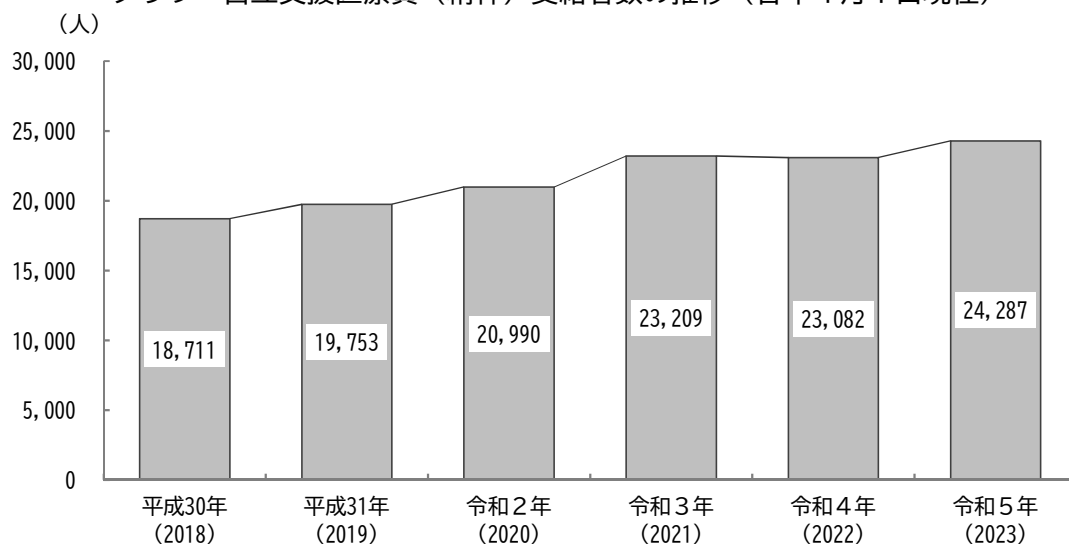
グラフ 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）



### ④ 自立支援医療費（精神）受給者数の推移

自立支援医療費（精神）受給者数は増加傾向にあり、令和5年は24,287人となっています。

グラフ 自立支援医療費（精神）受給者数の推移（各年4月1日現在）



## (2) アンケート調査等から見る障害者（児）の状況

### <アンケート実施状況>

保健福祉に関わる障害者等の生活状況やサービス等に関する利用状況、今後の要望等を把握し、本計画を策定する際の基礎資料とすることを目的として令和4年10月3日～10月31日にアンケート調査を実施しました。

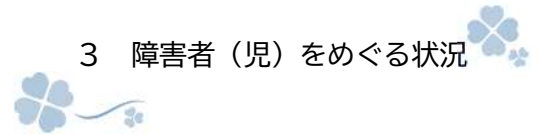
対象は、身体障害者、知的障害者、精神障害者、自立支援医療利用者、精神科病院入院患者、発達障害者、難病患者、小児慢性患者及び障害福祉関係事業所で総発送数は6,500件です。

この調査の回収結果は下表のとおりです。

表 回収結果

調査対象者	配付数	有効回答数	回収率
身体障害者	2,576件	1,340件	52.0%
知的障害者	665件	271件	40.8%
精神障害者	1,124件	445件	39.6%
自立支援医療利用者	884件	274件	31.0%
精神科病院入院患者	100件	50件	50.0%
発達障害者	200件	65件	32.5%
難病患者	652件	375件	57.5%
小児慢性患者	99件	54件	54.5%
障害福祉事業所	200件	130件	65.0%
合計	6,500件	3,004件	46.2%

※回答率は、小数点第2位を四捨五入して掲載しているため、合計が100%にならないことがあります。また、回答者が2つ以上回答することができる質問（複数回答）の場合、その回答率の合計は、100%を超えることがあります。



### <回答者の年齢>

身体障害者は、加齢に伴う身体機能の低下によって手帳を取得する方も多く、65歳以上の方が全体の7割を超えています。

知的障害者は、生まれながらに障害を抱えている方が多く、17歳以下の方が全体の3割を超えています。

精神障害者は、思春期以降に発症することが多く、入院されている方も多くおり、18～64歳の方が全体の約7割となっています。

自立支援医療利用者は、精神障害の治療や症状に起因して生じた病態に対して、通院による治療を継続的に必要とする程度の状態の障害（てんかんを含む）を有する方を対象としており、18～64歳の方が全体の約7割となっています。

難病患者は、年齢的には中高年が多く、40歳以上の方が8割を超えています。

表 回答者の年齢

単位：人

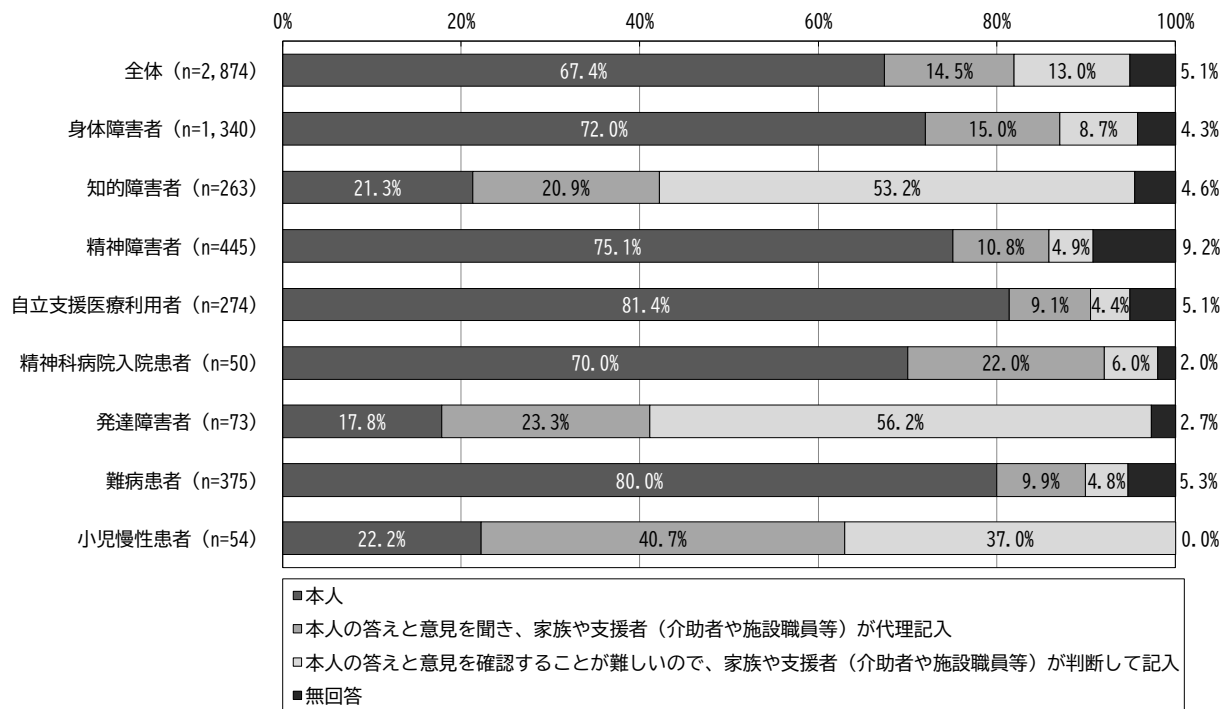
区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者	自立支援医療利用者	精神科病院入院患者	発達障害者	難病患者	小児慢性患者
有効回答数	1,340	263	445	274	50	73	375	54
17歳以下	24	88	12	11	0	19	1	50
18～39歳	46	111	97	68	4	35	32	2
40～64歳	250	50	233	137	31	16	130	0
65歳以上	975	7	52	45	13	2	192	0
無回答	45	7	51	13	2	1	20	2

<調査票の記入者>

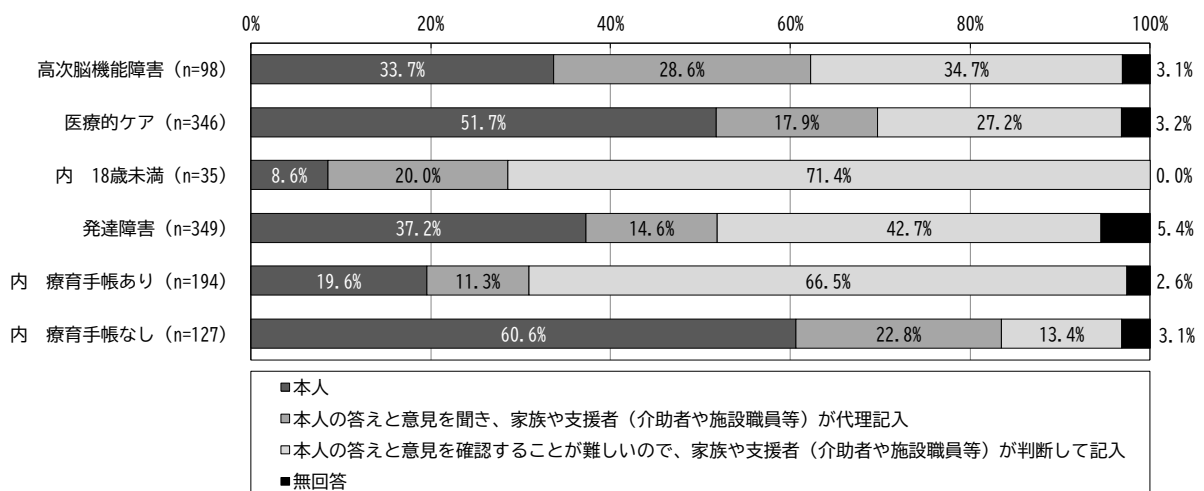
アンケート調査票の記入者は、身体障害者、精神障害者、自立支援医療利用者、精神病院入院患者、難病患者では、「本人」が最も高くなっています。知的障害者、発達障害者では、「家族や支援者による代理記入」、若しくは「家族や支援者が判断して記入」しているケースが全体の7割以上と高くなっています。

障害別にみると、医療的ケアと発達障害（療育手帳なし）で「本人」が最も高くなっています。

グラフ 調査票の記入者 調査対象別



グラフ 調査票の記入者 各種障害別



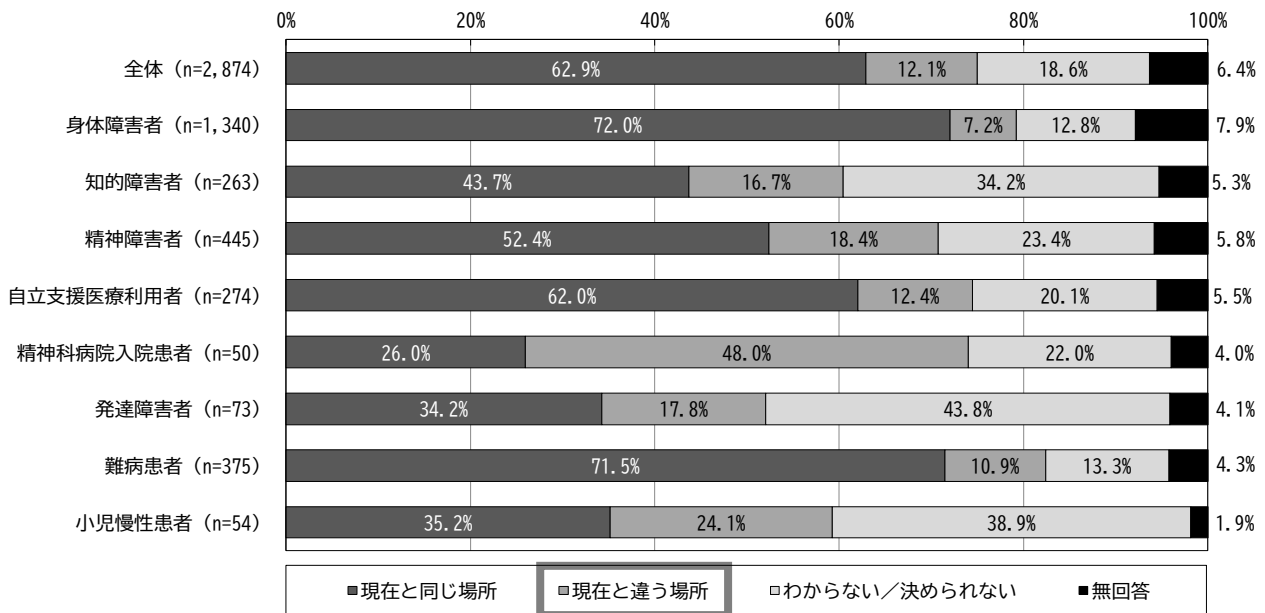


① 今後暮らしたい場所について

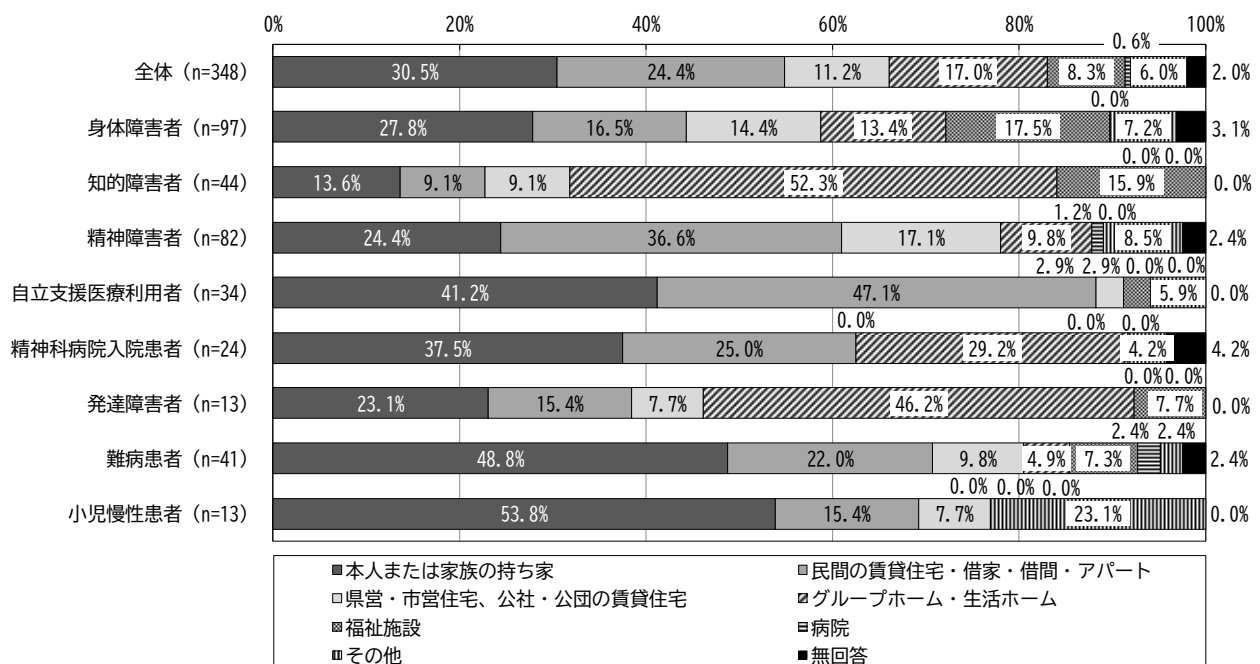
身体障害者と難病患者では「現在と同じ場所」が最も高く、7割を超えています。一方で、精神科病院入院患者、小児慢性患者は「現在と違う場所」が比較的高くなっています。また、知的障害や精神科病院入院患者、発達障害者は、グループホームを希望する割合が高くなっています。

関連事業：2301 グループホームの整備の促進（●ページ）

グラフ 今後暮らしたい場所 調査対象別



グラフ 現在と違う場所で暮らしたい人が希望する場所



② 日常生活の状況について

主な介助者(ケアラー)・支援者については、全体では「介助は受けていない」が最も高くなっていますが、身体障害者は「夫または妻」が、知的障害者、発達障害者、小児慢性患者は「父または母」と、いずれも家族の割合が高くなっています。各種障害別にみると、「父または母」は医療的ケア(18歳未満)で9割を超え、発達障害(療育手帳あり)で8割を超えています。

関連事業：2104 医療的ケア児保育支援センター運営事業(●ページ)

2214 在宅重症心身障害児者の家族に対するレスパイトケア事業(●ページ)

2215 日中一時支援事業における夕方支援の実施(●ページ)

表 主な介助者(ケアラー)・支援者(2つまでの複数回答)

■ 調査対象別クロス表

(上段：度数 下段：割合)

	父または母	夫または妻	子どもやその配偶者	その他の親族	各種ヘルパー	病院施設・職員の職員	その他	受けていない介助は	無回答	回答者数
全体	593 20.6%	725 25.2%	392 13.6%	113 3.9%	173 6.0%	253 8.8%	48 1.7%	798 27.8%	194 6.8%	2,874
身体障害者	104 7.8%	481 35.9%	288 21.5%	40 3.0%	97 7.2%	100 7.5%	14 1.0%	340 25.4%	76 5.7%	1,340
知的障害者	213 78.6%	4 1.5%	2 0.7%	21 7.7%	13 4.8%	28 10.3%	4 1.5%	18 6.6%	12 4.4%	271
精神障害者	114 25.6%	65 14.6%	26 5.8%	19 4.3%	36 8.1%	43 9.7%	15 3.4%	145 32.6%	55 12.4%	445
自立支援医療利用者	48 17.5%	47 17.2%	11 4.0%	7 2.6%	3 1.1%	15 5.5%	5 1.8%	138 50.4%	21 7.7%	274
精神科病院入院患者	7 14.0%	3 6.0%	2 4.0%	9 18.0%	2 4.0%	30 60.0%	2 4.0%	5 10.0%	0 0.0%	50
発達障害者	50 76.9%	1 1.5%	2 3.1%	5 7.7%	0 0.0%	16 24.6%	0 0.0%	2 3.1%	1 1.5%	65
難病患者	9 2.4%	124 33.1%	61 16.3%	10 2.7%	22 5.9%	19 5.1%	8 2.1%	146 38.9%	27 7.2%	375
小児慢性患者	48 88.9%	0 0.0%	0 0.0%	2 3.7%	0 0.0%	2 3.7%	0 0.0%	4 7.4%	2 3.7%	54

■ 各種障害別クロス表

高次脳機能障害	27 27.6%	27 27.6%	13 13.3%	6 6.1%	8 8.2%	25 25.5%	1 1.0%	9 9.2%	5 5.1%	98
医療的ケア	70 20.2%	116 33.5%	48 13.9%	7 2.0%	38 11.0%	64 18.5%	3 0.9%	45 13.0%	24 6.9%	346
内 18歳未満	32 91.4%	0 0.0%	0 0.0%	2 5.7%	2 5.7%	2 5.7%	1 2.9%	0 0.0%	2 5.7%	35
発達障害	236 67.6%	13 3.7%	6 1.7%	21 6.0%	11 3.2%	39 11.2%	7 2.0%	61 17.5%	17 4.9%	349
内 療育手帳あり	163 84.0%	2 1.0%	2 1.0%	16 8.2%	6 3.1%	31 16.0%	3 1.5%	9 4.6%	6 3.1%	194
内 療育手帳なし	61 48.0%	9 7.1%	3 2.4%	4 3.1%	3 2.4%	6 4.7%	4 3.1%	45 35.4%	7 5.5%	127

※濃い網掛けは最も多い項目、薄い網掛けは2番目に多い項目(以降同様)

主な介助者（ケアラー）・支援者の年齢は、全体では「70代」が最も多くなっています。

各種障害別にみると、医療的ケアは全体では「60～70代」が高くなっていますが、18歳未満では「30～40代」が8割を超えています。発達障害は「40代～50代」が多くなっています。

表 主な介助者（ケアラー）・支援者の年齢

■ 調査対象別クロス表

(上段：度数 下段：割合)

	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	無回答	回答者数	非該当
全体	8 0.5%	39 2.3%	40 2.4%	103 6.2%	220 13.2%	299 18.0%	294 17.7%	362 21.8%	166 10.0%	327 19.7%	1,661	1,213
身体障害者	4 0.5%	18 2.2%	11 1.3%	36 4.4%	88 10.7%	123 14.9%	142 17.2%	225 27.3%	106 12.9%	162 19.7%	824	516
知的障害者	1 0.4%	9 4.0%	7 3.1%	23 10.3%	56 25.0%	53 23.7%	40 17.9%	22 9.8%	7 3.1%	44 19.6%	224	47
精神障害者	1 0.5%	5 2.4%	6 2.9%	11 5.3%	22 10.7%	38 18.4%	38 18.4%	45 21.8%	20 9.7%	42 20.4%	206	239
自立支援医療利用者	1 1.0%	3 2.9%	4 3.8%	6 5.8%	13 12.5%	26 25.0%	12 11.5%	19 18.3%	12 11.5%	18 17.3%	104	170
精神科病院入院患者	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.6%	2 11.1%	3 16.7%	8 44.4%	2 11.1%	2 11.1%	2 11.1%	18	32
発達障害者	0 0.0%	0 0.0%	1 1.8%	4 7.3%	7 12.7%	13 23.6%	16 29.1%	7 12.7%	2 3.6%	9 16.4%	55	10
難病患者	0 0.0%	3 1.6%	11 6.0%	12 6.6%	12 6.6%	35 19.2%	36 19.8%	42 23.1%	17 9.3%	38 20.9%	182	193
小児慢性患者	1 2.1%	1 2.1%	0 0.0%	10 20.8%	20 41.7%	8 16.7%	2 4.2%	0 0.0%	0 0.0%	12 25.0%	48	6

■ 各種障害別クロス表

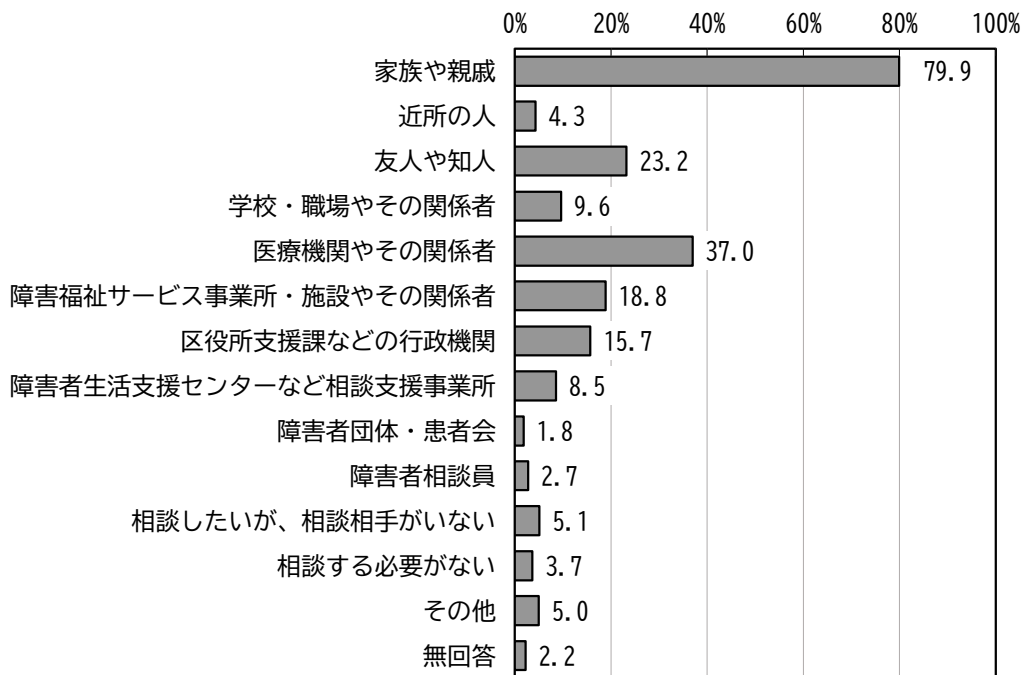
高次脳機能障害	0 0.0%	3 4.6%	0 0.0%	3 4.6%	4 6.2%	16 24.6%	14 21.5%	15 23.1%	8 12.3%	13 20.0%	65	33
医療的ケア	2 0.9%	4 1.8%	1 0.4%	24 10.6%	28 12.4%	33 14.6%	36 15.9%	53 23.5%	26 11.5%	42 18.6%	226	120
内 18歳未満	2 6.3%	0 0.0%	0 0.0%	16 50.0%	10 31.3%	3 9.4%	1 3.1%	0 0.0%	0 0.0%	5 15.6%	32	3
発達障害	1 0.4%	7 2.8%	2 0.8%	24 9.5%	59 23.3%	68 26.9%	45 17.8%	26 10.3%	8 3.2%	47 18.6%	253	96
内 療育手帳あり	1 0.6%	6 3.6%	2 1.2%	18 10.7%	42 25.0%	44 26.2%	33 19.6%	15 8.9%	4 2.4%	30 17.9%	168	26
内 療育手帳なし	0 0.0%	1 1.4%	0 0.0%	6 8.6%	13 18.6%	19 27.1%	9 12.9%	8 11.4%	2 2.9%	15 21.4%	70	57

③ 相談相手について

相談する相手については、「家族や親戚」が79.9%と最も多く、次いで「医療機関やその関係者」が37.0%、「友人や知人」が23.2%となっています。家族や親戚の割合が高く、家族への負荷がかかっていると思われます。

関連事業：2216 障害者生活支援センター職員向けにケアラー研修の実施（●ページ）

グラフ 相談する相手 全体



■ 調査対象別クロス表

(上段：度数 下段：割合)

	家族や親戚	近所の人	友人や知人	学校・職場やその関係者	医療機関やその関係者	障害福祉サービス事業所・施設やその関係者	区役所支援課などの行政機関	障害者生活支援センターなど相談支援事業所	障害者団体・患者会	障害者相談員	相談したいが、相談相手がない	相談する必要がない	その他	無回答	回答者数
全体	2,296	124	667	275	1,062	541	451	245	52	79	147	105	143	64	2,874
	79.9%	4.3%	23.2%	9.6%	37.0%	18.8%	15.7%	8.5%	1.8%	2.7%	5.1%	3.7%	5.0%	2.2%	
身体障害者	1,093	78	274	59	418	215	212	74	17	26	56	61	59	36	1,340
	81.6%	5.8%	20.4%	4.4%	31.2%	16.0%	15.8%	5.5%	1.3%	1.9%	4.2%	4.6%	4.4%	2.7%	
知的障害者	225	3	45	83	68	126	41	57	9	14	8	3	7	4	271
	83.0%	1.1%	16.6%	30.6%	25.1%	46.5%	15.1%	21.0%	3.3%	5.2%	3.0%	1.1%	2.6%	1.5%	
精神障害者	311	12	115	40	215	108	93	73	10	18	47	9	35	10	445
	69.9%	2.7%	25.8%	9.0%	48.3%	24.3%	20.9%	16.4%	2.2%	4.0%	10.6%	2.0%	7.9%	2.2%	
自立支援医療利用者	216	11	92	40	124	20	35	9	0	3	19	11	10	5	274
	78.8%	4.0%	33.6%	14.6%	45.3%	7.3%	12.8%	3.3%	0.0%	1.1%	6.9%	4.0%	3.6%	1.8%	
精神科病院入院患者	27	2	12	1	37	9	8	10	1	5	3	4	5	0	50
	54.0%	4.0%	24.0%	2.0%	74.0%	18.0%	16.0%	20.0%	2.0%	10.0%	6.0%	8.0%	10.0%	0.0%	
発達障害者	54	1	12	18	24	26	10	10	8	7	3	0	9	3	65
	83.1%	1.5%	18.5%	27.7%	36.9%	40.0%	15.4%	15.4%	12.3%	10.8%	4.6%	0.0%	13.8%	4.6%	
難病患者	323	17	101	20	149	30	45	10	4	5	11	17	14	4	375
	86.1%	4.5%	26.9%	5.3%	39.7%	8.0%	12.0%	2.7%	1.1%	1.3%	2.9%	4.5%	3.7%	1.1%	
小児慢性患者	47	0	16	14	27	7	7	2	3	1	0	0	4	2	54
	87.0%	0.0%	29.6%	25.9%	50.0%	13.0%	13.0%	3.7%	5.6%	1.9%	0.0%	0.0%	7.4%	3.7%	

各種障害別、障害部位別、年齢別にみても、いずれも「家族や親戚」が約7割と最も多くなっています。

■ 各種障害別クロス表

(上段：度数 下段：割合)

	家族や親戚	近所の人	友人や知人	学校・職場やその関係者	医療機関やその関係者	障害福祉サービス事業所・施設やその関係者	区役所支援課などの行政機関	障害者生活支援センターなど相談支援事業所	障害者団体・患者会	障害者相談員	相談したいが、相談相手がいない	相談する必要がある	その他	無回答	回答者数
高次脳機能障害	74	1	12	3	30	40	19	8	2	3	6	1	7	2	98
	75.5%	1.0%	12.2%	3.1%	30.6%	40.8%	19.4%	8.2%	2.0%	3.1%	6.1%	1.0%	7.1%	2.0%	
医療的ケア	273	16	64	26	179	90	83	36	10	12	17	5	29	3	346
	78.9%	4.6%	18.5%	7.5%	51.7%	26.0%	24.0%	10.4%	2.9%	3.5%	4.9%	1.4%	8.4%	0.9%	
内 18歳未満	24	0	8	11	23	10	12	6	1	1	0	0	5	2	35
	68.6%	0.0%	22.9%	31.4%	65.7%	28.6%	34.3%	17.1%	2.9%	2.9%	0.0%	0.0%	14.3%	5.7%	
発達障害	267	5	82	100	130	135	63	62	19	20	22	4	25	5	349
	76.5%	1.4%	23.5%	28.7%	37.2%	38.7%	18.1%	17.8%	5.4%	5.7%	6.3%	1.1%	7.2%	1.4%	
内 療育手帳あり	155	2	31	64	59	101	38	42	9	13	9	1	9	4	194
	79.9%	1.0%	16.0%	33.0%	30.4%	52.1%	19.6%	21.6%	4.6%	6.7%	4.6%	0.5%	4.6%	2.1%	
内 療育手帳なし	92	2	42	34	59	26	19	14	9	6	11	2	15	0	127
	72.4%	1.6%	33.1%	26.8%	46.5%	20.5%	15.0%	11.0%	7.1%	4.7%	8.7%	1.6%	11.8%	0.0%	

■ 障害部位別クロス表（身体障害・重複あり）

(上段：度数 下段：割合)

	家族や親戚	近所の人	友人や知人	学校・職場やその関係者	医療機関やその関係者	障害福祉サービス事業所・施設やその関係者	区役所支援課などの行政機関	障害者生活支援センターなど相談支援事業所	障害者団体・患者会	障害者相談員	相談したいが、相談相手がいない	相談する必要がある	その他	無回答	回答者数
目が不自由（視覚障害）	105	10	30	9	35	23	27	12	2	3	8	3	10	5	127
	82.7%	7.9%	23.6%	7.1%	27.6%	18.1%	21.3%	9.4%	1.6%	2.4%	6.3%	2.4%	7.9%	3.9%	
耳が不自由（聴覚・平衡機能障害）	121	13	34	11	36	21	28	11	4	3	7	7	6	6	144
	84.0%	9.0%	23.6%	7.6%	25.0%	14.6%	19.4%	7.6%	2.8%	2.1%	4.9%	4.9%	4.2%	4.2%	
言葉が不自由（言語障害など）	70	2	9	4	25	36	18	12	2	4	3	0	8	1	83
	84.3%	2.4%	10.8%	4.8%	30.1%	43.4%	21.7%	14.5%	2.4%	4.8%	3.6%	0.0%	9.6%	1.2%	
全身性障害（肢体不自由）	85	1	18	12	50	62	34	20	4	4	7	5	15	1	124
	68.5%	0.8%	14.5%	9.7%	40.3%	50.0%	27.4%	16.1%	3.2%	3.2%	5.6%	4.0%	12.1%	0.8%	
半身まひ（肢体不自由）	85	1	12	3	27	47	14	10	2	4	4	3	7	0	107
	79.4%	0.9%	11.2%	2.8%	25.2%	43.9%	13.1%	9.3%	1.9%	3.7%	3.7%	2.8%	6.5%	0.0%	
上肢障害（肢体不自由）	120	6	33	15	54	33	31	16	3	4	5	7	12	3	152
	78.9%	3.9%	21.7%	9.9%	35.5%	21.7%	20.4%	10.5%	2.0%	2.6%	3.3%	4.6%	7.9%	2.0%	
下肢障害（肢体不自由）	360	23	93	20	136	85	63	31	4	9	22	19	19	6	427
	84.3%	5.4%	21.8%	4.7%	31.9%	19.9%	14.8%	7.3%	0.9%	2.1%	5.2%	4.4%	4.4%	1.4%	
心臓やじん臓、呼吸器など（内部障害）	434	34	108	31	225	59	95	27	12	10	28	21	14	10	516
	84.1%	6.6%	20.9%	6.0%	43.6%	11.4%	18.4%	5.2%	2.3%	1.9%	5.4%	4.1%	2.7%	1.9%	

■ 年齢別クロス表（全体は年齢無回答含む）

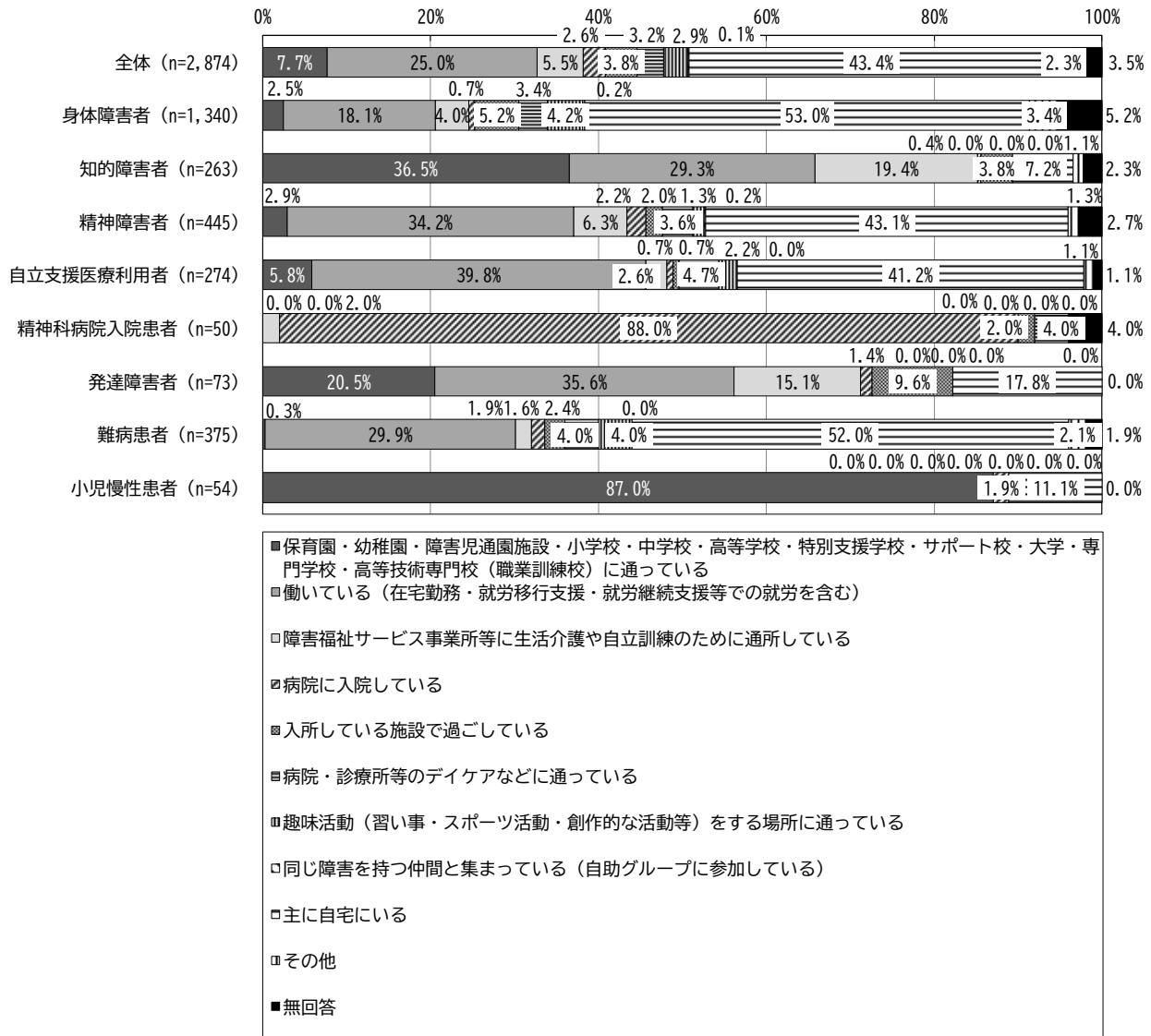
全体	2,296	124	667	275	1,062	541	451	245	52	79	147	105	143	64	2,874
	79.9%	4.3%	23.2%	9.6%	37.0%	18.8%	15.7%	8.5%	1.8%	2.7%	5.1%	3.7%	5.0%	2.2%	
17歳以下	179	5	52	85	79	72	27	24	9	8	3	1	13	4	205
	87.3%	2.4%	25.4%	41.5%	38.5%	35.1%	13.2%	11.7%	4.4%	3.9%	1.5%	0.5%	6.3%	2.0%	
18～39歳	333	5	120	91	169	112	61	75	12	19	24	12	23	3	395
	84.3%	1.3%	30.4%	23.0%	42.8%	28.4%	15.4%	19.0%	3.0%	4.8%	6.1%	3.0%	5.8%	0.8%	
40～64歳	626	24	221	81	339	130	146	85	17	25	65	29	45	12	847
	73.9%	2.8%	26.1%	9.6%	40.0%	15.3%	17.2%	10.0%	2.0%	3.0%	7.7%	3.4%	5.3%	1.4%	
65歳以上	1,059	83	243	11	428	197	194	48	12	22	47	58	53	32	1,286
	82.3%	6.5%	18.9%	0.9%	33.3%	15.3%	15.1%	3.7%	0.9%	1.7%	3.7%	4.5%	4.1%	2.5%	

④ 日中の活動の場について

全体では、「主に自宅にいる」が最も多く、次いで「働いている（在宅勤務・就労移行支援・就労継続支援等での就労を含む）」、「保育園・幼稚園・障害児通園施設・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・サポート校・大学・専門学校・高等技術専門学校（職業訓練校）に通っている」などとなっています。「主に自宅にいる」は、身体障害者、精神障害者、自立支援医療利用者、難病患者で割合が高くなっています。特に精神障害者と自立支援医療利用者は、高齢者が多いということはありませんが、自宅にいる割合が高くなっています。

関連事業：2207 精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築（●ページ）

グラフ 日中の過ごし方 調査対象別





調査対象別にみると、知的障害者と小児慢性患者は、「保育園・幼稚園・障害児通園施設・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・サポート校・大学・専門学校・高等技術専門学校（職業訓練校）に通っている」が最も高くなっています。

各種障害別にみると、医療的ケア（18歳未満）と発達障害（療育手帳あり）は、「保育園・幼稚園・障害児通園施設・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・サポート校・大学・専門学校・高等技術専門学校（職業訓練校）に通っている」が最も高くなっています。医療的ケアは、18歳未満でみると「主に自宅」の割合が2割となっています。

表 日中の過ごし方 調査対象別

■ 調査対象別クロス表 (上段：度数 下段：割合)

	保育園・幼稚園・障害児通園施設・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・サポート校・大学・専門学校・高等技術専門学校（職業訓練校）に通っている	働いている（在宅勤務・就労移行支援・就労継続支援等での就労を含む）	障害福祉サービス事業所等に生活介護や自立訓練のために通所している	病院に入院している	入所している施設で過ごしている	病院・診療所等のデイケアなどに通っている	趣味活動（習い事・スポーツ活動・創作をする場所に通っている）	同じ障害を持つ仲間と集まっている（自助グループに参加している）	主に自宅にいる	その他	無回答	合計
全体	221 7.7%	719 25.0%	158 5.5%	75 2.6%	108 3.8%	92 3.2%	83 2.9%	4 0.1%	1,248 43.4%	66 2.3%	100 3.5%	2,874 100.0%
身体障害者	33 2.5%	243 18.1%	53 4.0%	10 0.7%	70 5.2%	46 3.4%	56 4.2%	3 0.2%	710 53.0%	46 3.4%	70 5.2%	1,340 100.0%
知的障害者	99 36.5%	80 29.5%	51 18.8%	1 0.4%	10 3.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	21 7.7%	3 1.1%	6 2.2%	271 100.0%
精神障害者	13 2.9%	152 34.2%	28 6.3%	10 2.2%	9 2.0%	16 3.6%	6 1.3%	1 0.2%	192 43.1%	6 1.3%	12 2.7%	445 100.0%
自立支援医療利用者	16 5.8%	109 39.8%	7 2.6%	2 0.7%	2 0.7%	13 4.7%	6 2.2%	0 0.0%	113 41.2%	3 1.1%	3 1.1%	274 100.0%
精神科病院入院患者	0 0.0%	0 0.0%	1 2.0%	44 88.0%	1 2.0%	2 4.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 4.0%	50 100.0%
発達障害者	12 18.5%	23 35.4%	11 16.9%	1 1.5%	7 10.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	11 16.9%	0 0.0%	0 0.0%	65 100.0%
難病患者	1 0.3%	112 29.9%	7 1.9%	6 1.6%	9 2.4%	15 4.0%	15 4.0%	0 0.0%	195 52.0%	8 2.1%	7 1.9%	375 100.0%
小児慢性患者	47 87.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	54 100.0%

■ 各種障害別クロス表

高次脳機能障害	5 5.1%	13 13.3%	14 14.3%	6 6.1%	15 15.3%	4 4.1%	0 0.0%	0 0.0%	32 32.7%	2 2.0%	7 7.1%	98 100.0%
医療的ケア	32 9.2%	44 12.7%	20 5.8%	17 4.9%	28 8.1%	21 6.1%	8 2.3%	0 0.0%	150 43.4%	12 3.5%	14 4.0%	346 100.0%
内 18歳未満	25 71.4%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	7 20.0%	1 2.9%	1 2.9%	35 100.0%
発達障害	110 31.5%	113 32.4%	43 12.3%	2 0.6%	14 4.0%	3 0.9%	4 1.1%	0 0.0%	55 15.8%	2 0.6%	3 0.9%	349 100.0%
内 療育手帳あり	75 38.7%	56 28.9%	37 19.1%	0 0.0%	11 5.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	12 6.2%	1 0.5%	2 1.0%	194 100.0%
内 療育手帳なし	31 24.4%	47 37.0%	5 3.9%	2 1.6%	1 0.8%	3 2.4%	1 0.8%	0 0.0%	36 28.3%	1 0.8%	0 0.0%	127 100.0%

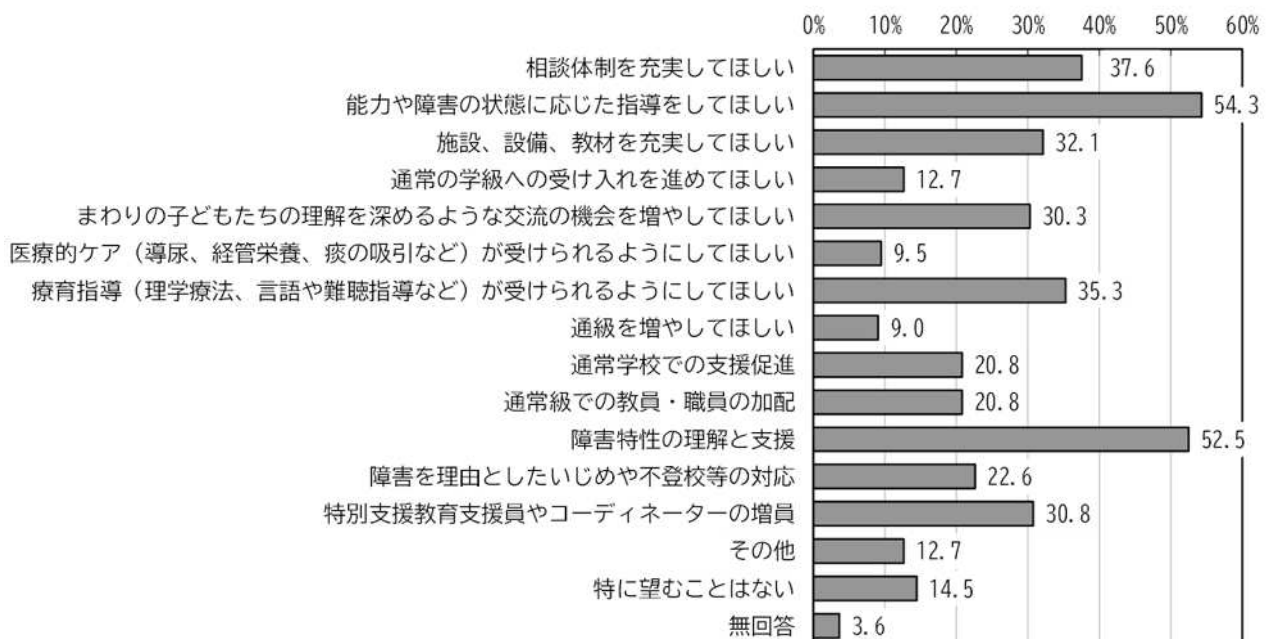
幼稚園、保育園、学校に望むことについては、「能力や障害の状態に応じた指導をしてほしい」が54.3%と最も多く、次いで「障害特性の理解と支援」が52.5%、「相談体制を充実してほしい」が37.6%となっています。

調査対象別や各種障害別にみると、精神障害者や発達障害者、高次脳機能障害で「障害特性の理解と支援」が最も多く、周知・啓発が求められています。

関連事業：1101 障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発（●ページ）

2104 医療的ケア児保育支援センター運営事業（●ページ）

グラフ 幼稚園、保育園、学校に望むこと（複数回答）





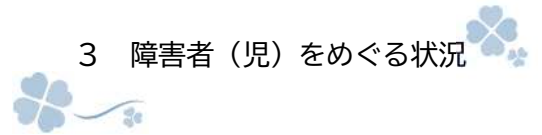


表 幼稚園、保育園、学校に望むこと 調査対象別・各種障害別

■ 調査対象別クロス表		(上段：度数 下段：割合)																	
		充実してほしい	能力や障害の状態に応じた指導をしてほしい	施設、設備、教材を充実してほしい	通常の学級への受け入れを進めてほしい	まわりの子どもたちの理解を深めるような交流の機会を増やしてほしい	医療的ケア（導尿、経管栄養、痰の吸引など）が受けられるようしてほしい	療育指導（理学療法、言語や聴覚指導など）が受けられるようしてほしい	通級を増やしてほしい	通常学校での支援促進	教員・職員への加配	障害特性の理解と支援	障害を理由としないじめや不登校等の対応	「特別支援教育支援員等」の増員	その他	特に望むことはない	無回答	回答者数	非該当
全体	83	120	71	28	67	21	78	20	46	46	116	50	68	28	32	8	221	2,653	
	37.6%	54.3%	32.1%	12.7%	30.3%	9.5%	35.3%	9.0%	20.8%	20.8%	52.5%	22.6%	30.8%	12.7%	14.5%	3.6%			
身体障害者	9	16	9	5	12	8	16	1	8	7	15	8	10	5	6	2	33	1,307	
	27.3%	48.5%	27.3%	15.2%	36.4%	24.2%	48.5%	3.0%	24.2%	21.2%	45.5%	24.2%	30.3%	15.2%	18.2%	6.1%			
知的障害者	42	63	42	15	38	5	50	10	19	23	58	20	34	12	6	1	99	172	
	42.4%	63.6%	42.4%	15.2%	38.4%	5.1%	50.5%	10.1%	19.2%	23.2%	58.6%	20.2%	34.3%	12.1%	6.1%	1.0%			
精神障害者	4	8	3	1	4	1	3	1	4	2	12	6	6	1	0	0	13	432	
	30.8%	61.5%	23.1%	7.7%	30.8%	7.7%	23.1%	7.7%	30.8%	15.4%	92.3%	46.2%	46.2%	7.7%	0.0%	0.0%			
自立支援医療利用者	2	5	2	0	1	0	0	1	1	0	5	0	1	3	6	2	16	258	
	12.5%	31.3%	12.5%	0.0%	6.3%	0.0%	0.0%	6.3%	6.3%	0.0%	31.3%	0.0%	6.3%	18.8%	37.5%	12.5%			
精神科病院入院患者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
発達障害者	8	8	3	2	3	0	1	4	5	6	8	5	6	2	2	0	12	53	
	66.7%	66.7%	25.0%	16.7%	25.0%	0.0%	8.3%	33.3%	41.7%	50.0%	66.7%	41.7%	50.0%	16.7%	16.7%	0.0%			
難病患者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	374	
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%			
小児慢性患者	18	20	12	5	9	7	8	3	9	8	18	11	11	5	11	3	47	7	
	38.3%	42.6%	25.5%	10.6%	19.1%	14.9%	17.0%	6.4%	19.1%	17.0%	38.3%	23.4%	23.4%	10.6%	23.4%	6.4%			

■ 各種障害別クロス表																			
		3	4	2	2	2	0	3	0	2	2	4	1	2	1	1	0	5	93
高次脳機能障害	3	4	2	2	2	0	3	0	2	2	4	1	2	1	1	0	5	93	
	60.0%	80.0%	40.0%	40.0%	40.0%	0.0%	60.0%	0.0%	40.0%	40.0%	80.0%	20.0%	40.0%	20.0%	20.0%	0.0%			
医療的ケア	16	18	9	8	9	19	16	2	8	7	15	5	12	11	2	1	32	314	
	50.0%	56.3%	28.1%	25.0%	28.1%	59.4%	50.0%	6.3%	25.0%	21.9%	46.9%	15.6%	37.5%	34.4%	6.3%	3.1%			
内 18歳未満	15	15	9	7	8	17	13	2	7	6	13	4	11	10	0	0	25	10	
	60.0%	60.0%	36.0%	28.0%	32.0%	68.0%	52.0%	8.0%	28.0%	24.0%	52.0%	16.0%	44.0%	40.0%	0.0%	0.0%			
発達障害	47	65	38	18	40	7	45	15	27	32	72	30	43	13	5	1	110	239	
	42.7%	59.1%	34.5%	16.4%	36.4%	6.4%	40.9%	13.6%	24.5%	29.1%	65.5%	27.3%	39.1%	11.8%	4.5%	0.9%			
内 療育手帳あり	34	46	30	13	31	4	38	8	15	21	47	16	28	8	3	0	75	119	
	45.3%	61.3%	40.0%	17.3%	41.3%	5.3%	50.7%	10.7%	20.0%	28.0%	62.7%	21.3%	37.3%	10.7%	4.0%	0.0%			
内 療育手帳なし	13	17	8	4	8	3	7	7	12	11	22	12	14	5	2	1	31	96	
	41.9%	54.8%	25.8%	12.9%	25.8%	9.7%	22.6%	22.6%	38.7%	35.5%	71.0%	38.7%	45.2%	16.1%	6.5%	3.2%			

⑤ 情報について

情報を入力や、コミュニケーションをとるうえでの困りごとについては、「特に困ることはない」を除くと、「難しい言葉や早口で話されるとわかりにくい（ゆっくり丁寧な説明がほしい）」が17.6%で最も高く、次いで「パソコン・タブレット等の使い方がわからない」が17.5%となっています。

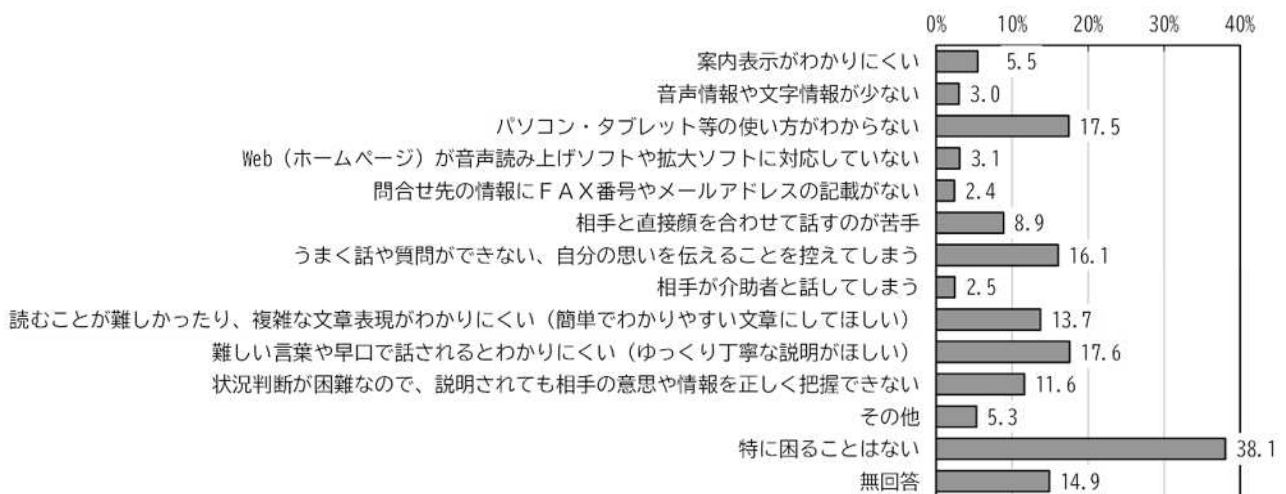
また、知的障害者では、「状況判断が困難なので、説明されても相手の意思や情報を正しく把握できない」が、精神障害者・自立支援医療と発達障害者では「うまく話や質問ができない、自分の思いを伝えることを控えてしまう」が最も高くなっています。

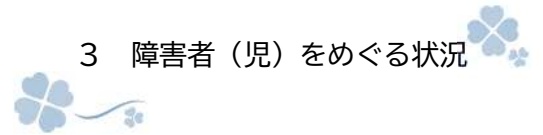
「難しい言葉や早口で話されるとわかりにくい（ゆっくり丁寧な説明がほしい）」については、「聞こえ」の問題との関連についても検討が必要です。

関連事業：1101 障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発（●ページ）

1108 市職員の障害者への理解促進（●ページ）

グラフ 情報入手やコミュニケーションをとるうえで困ること（複数回答）





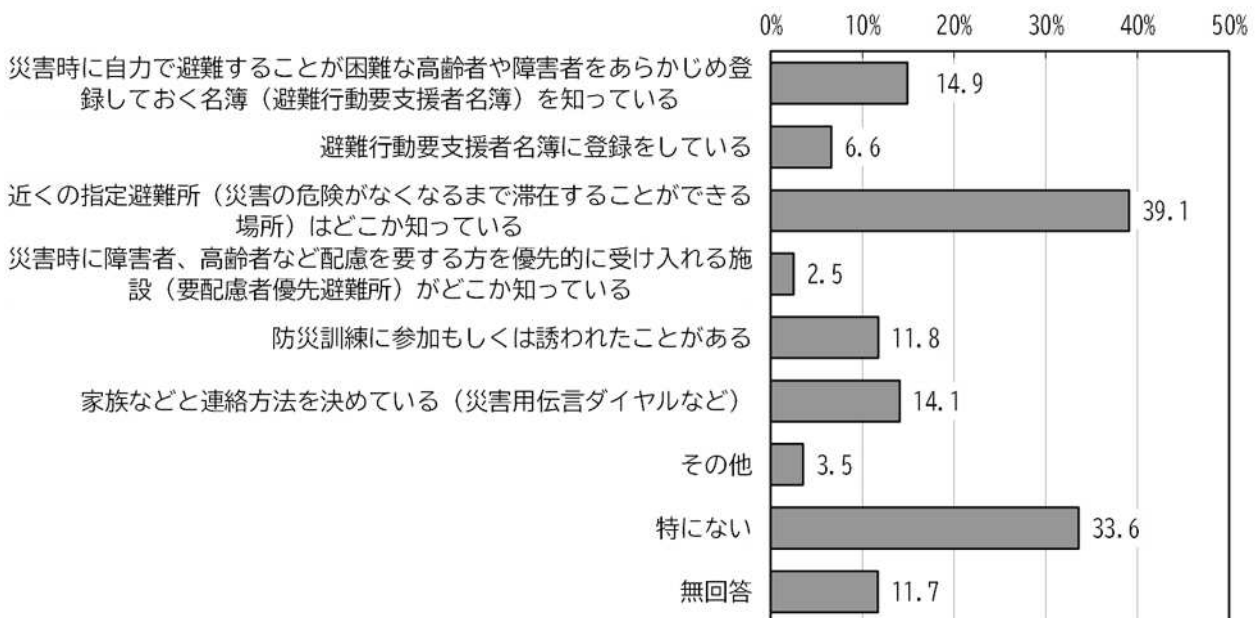
## ⑥ 災害時の対応について

災害に備え知っていることや経験した事柄については、「近くの指定避難所（災害の危険がなくなるまで滞在することができる場所）はどこか知っている」が39.1%と最も多くなっています。また、「特にない」が33.6%と3割を超えています。

指定避難所を知っている人の割合は5割に届かず、防災訓練に参加している人の割合も低い結果となっています。

関連事業：4101 防災知識等の普及・啓発（●ページ）

グラフ 災害時の対応

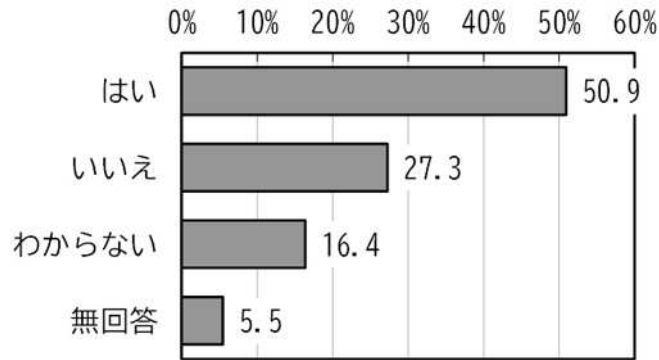


⑦ 今後の生活について

病院以外の場所の生活を希望するかについては、「はい」が50.9%と5割を超えており、病院以外の場所で生活することを望む傾向がうかがえます。

関連事業：2207 精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築 (●ページ)

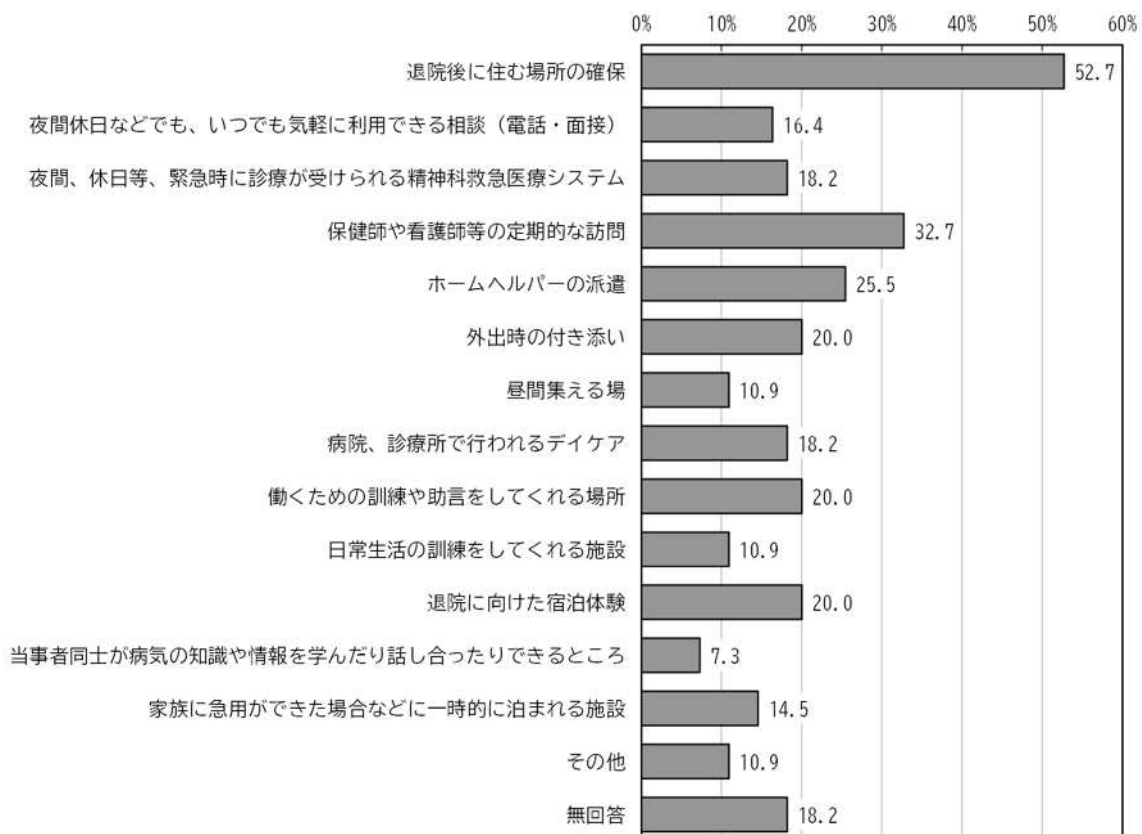
グラフ 病院以外の場所の生活を希望するか



どのような支援の条件が整えば退院できるかについては、「退院後に住む場所の確保」が52.7%と最も多く、次いで「保健師や看護師等の定期的な訪問」が32.7%、「ホームヘルパーの派遣」が25.5%となっています。保健師や看護師といった専門職の訪問を望む傾向がうかがえます。

関連事業：2207 精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築 (●ページ)

グラフ 退院するための支援の条件



⑧ 障害者への理解について

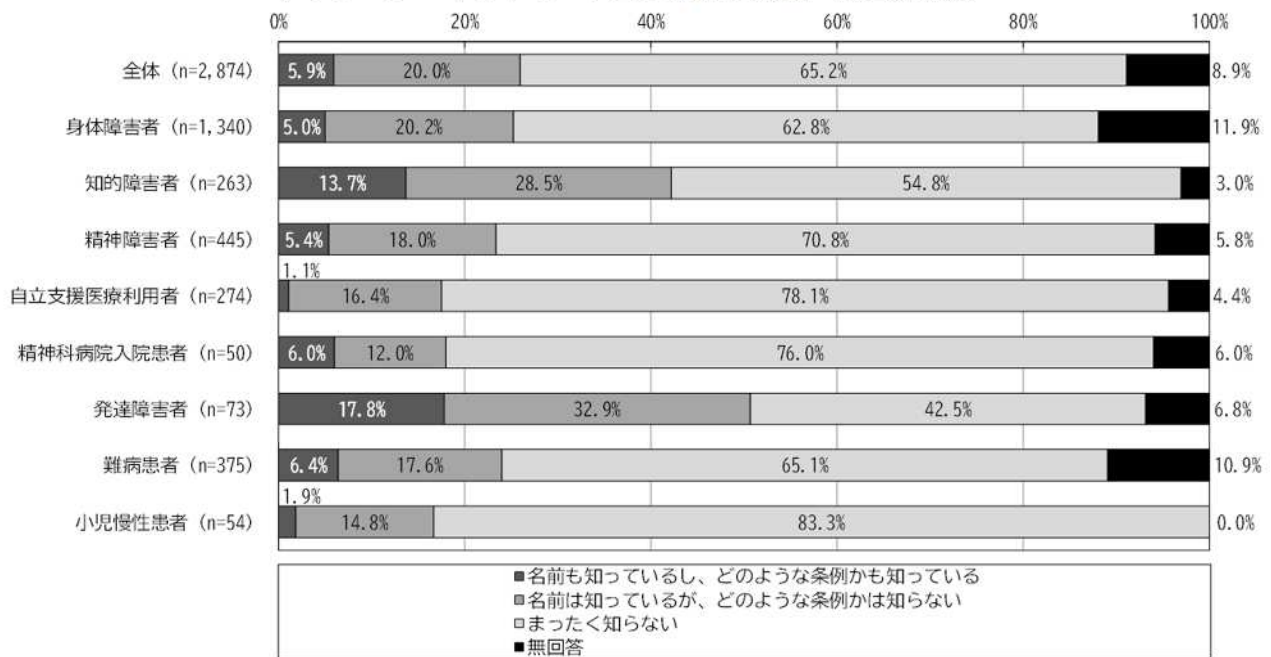
ノーマライゼーション条例の認知については、「まったく知らない」が最も多く、前回・前々回調査との比較をみてもほぼ同じ割合です。また、発達障害者を除く調査対象で5割を超えています。

各種障害別にみても、「まったく知らない」が最も多くなっています。

関連事業：1101 障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発（●ページ）

1103 ノーマライゼーション普及啓発イベントの実施（●ページ）

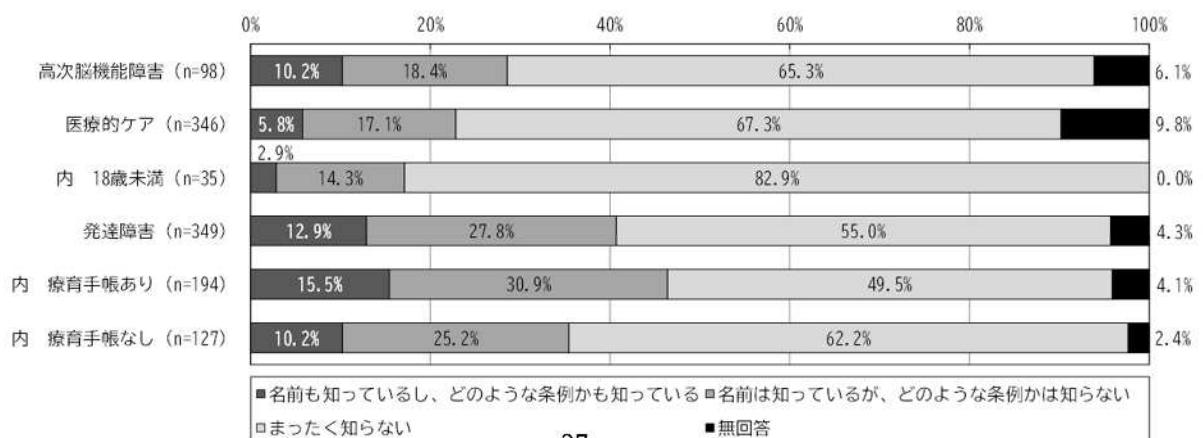
グラフ ノーマライゼーション条例の認知 調査対象別



参考：ノーマライゼーション条例の認知 前回・前々回調査結果

調査年度	対象者数 (全体)	名前も知っているし、どのような条例か知っている	名前は知っているが、どのような条例かは知らない	まったく知らない	無回答
前回調査 (令和元年度)	2,902 人	6.2%	20.7%	66.5%	6.7%
前々回調査 (平成 28 年度)	3,299 人	6.4%	20.8%	64.3%	8.5%

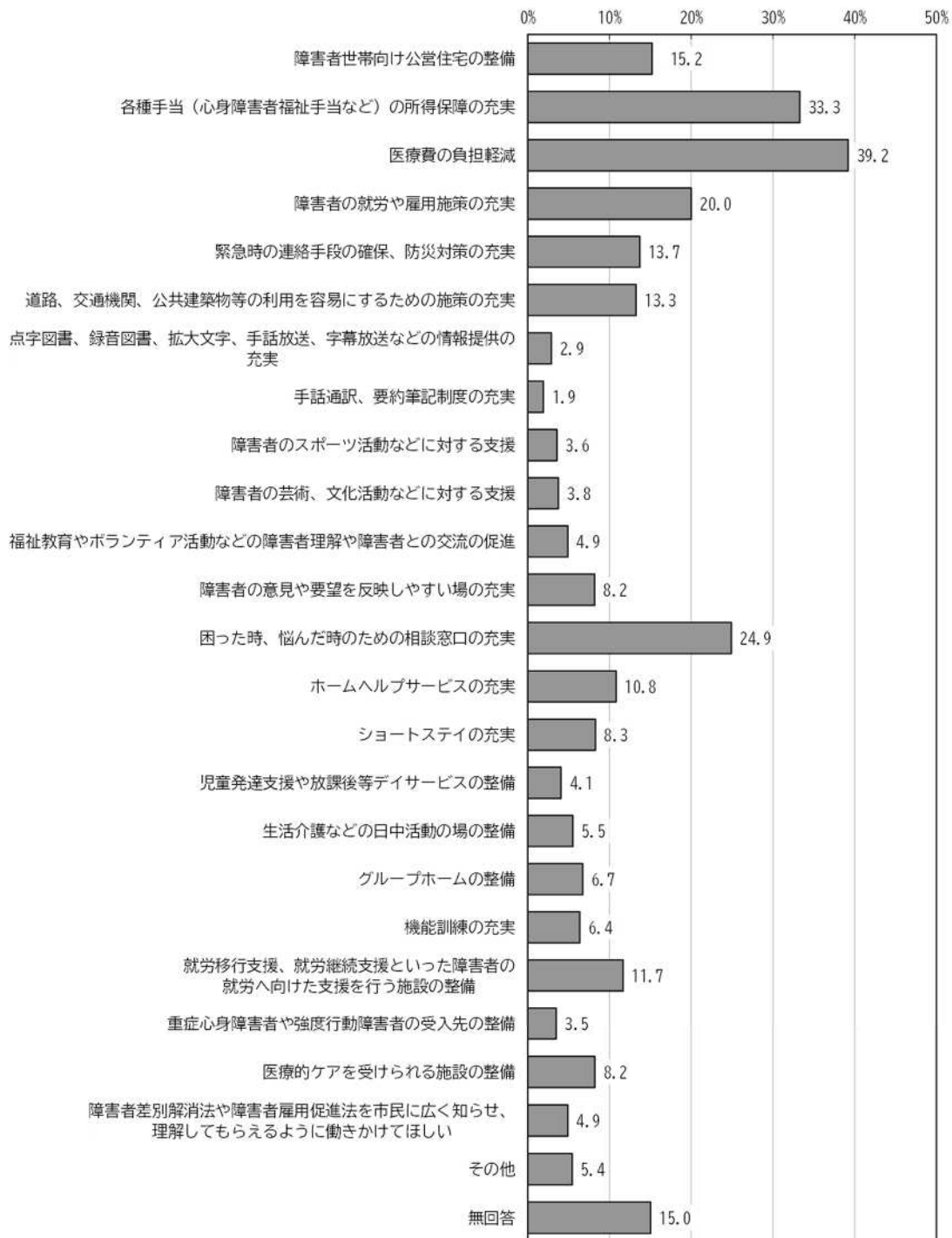
グラフ ノーマライゼーション条例の認知 各種障害別

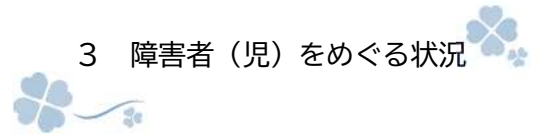


### ⑨ 障害者施策への要望について

障害者施策に対して望むことについては、「医療費の負担軽減」が39.2%と最も多く、次いで「各種手当（心身障害者福祉手当など）の所得保障の充実」が33.3%、「困った時、悩んだ時のための相談窓口の充実」が24.9%となっています。経済的支援と相談先の充実、この2つを希望する傾向がうかがえます。

グラフ 障害者施策に対して望むこと（3つまで選択）





⑩ 障害福祉関係事業所へのアンケート調査結果について

アンケート調査を行った事業所の職員の雇用形態は、正規職員の平均が4.7人、非正規職員の平均は、3.6人となっています。

また、職員の年齢別平均人数は、「40歳代」が2.4人と最も多く、次いで「50歳代」が2.2人となっています。職員の勤続年数別平均人数は、「1年未満」が2.7人と最も多くなっています。

経営上の課題は、全体では「職員の確保が困難」が55.4%と最も高く、次いで「サービス単価が低く経営が困難」が38.5%となっています。

また、職員の過不足の状況は、「やや不足していると感じる」が32.3%と最も多く、次いで「不足していると感じる」が27.7%、「大変不足していると感じる」が20.8%となっております。現場では人手不足を感じており、人材の確保が課題といえます。

関連事業：2501 障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援（●ページ）  
2510 保健福祉の専門的人材の養成・確保（●ページ）

表 経営上の課題（複数回答）

■ 事業別

	サービス単価が低く経営が困難	運営、運転資金の確保が困難	職員の確保が困難	人件費が高い	職員の研修、育成を行う時間が少ない	経理や請求などの事務量が增大している	サービス内容や質の安定、向上を図ることが困難	市民、近隣住民の理解を得るのに苦慮している	近隣に同業の事業者が多く、競争が厳しい	その他	特にない	無回答	回答者数
全体	50 38.5%	25 19.2%	72 55.4%	21 16.2%	31 23.8%	32 24.6%	15 11.5%	5 3.8%	12 9.2%	13 10.0%	8 6.2%	19 14.6%	130
訪問系	15 41.7%	5 13.9%	24 66.7%	2 5.6%	7 19.4%	11 30.6%	1 2.8%	1 2.8%	3 8.3%	1 2.8%	1 2.8%	5 13.9%	36
日中活動・訓練・就労系	11 32.4%	7 20.6%	12 35.3%	6 17.6%	10 29.4%	9 26.5%	5 14.7%	0 0.0%	4 11.8%	5 14.7%	4 11.8%	8 23.5%	34
生活系	15 62.5%	9 37.5%	12 50.0%	8 33.3%	8 33.3%	4 16.7%	6 25.0%	2 8.3%	1 4.2%	2 8.3%	1 4.2%	2 8.3%	24
児童系	9 25.7%	5 14.3%	26 74.3%	6 17.1%	6 17.1%	9 25.7%	1 2.9%	1 2.9%	5 14.3%	3 8.6%	1 2.9%	4 11.4%	35
相談系	7 77.8%	4 44.4%	4 44.4%	1 11.1%	2 22.2%	2 22.2%	2 22.2%	1 11.1%	0 0.0%	2 22.2%	1 11.1%	1 11.1%	9
無回答	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1

### (3) 誰もが共に暮らすための市民会議での主な意見

「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」第7条に定められた障害者施策の実施状況や課題に関する市民相互の意見交換の場として、「誰もが共に暮らすための市民会議」を設置しています。

「令和4年度第3回誰もが共に暮らすための市民会議」及び「令和5年度第1回誰もが共に暮らすための市民会議」では、主に次期障害者総合支援計画策定に向けてご意見をいただきました。テーマごとに取りまとめた代表的な意見は以下のとおりです。

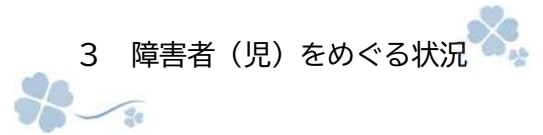
#### 【障害に対する理解・啓発、権利擁護について】

- ・権利条約を書いているのはよい。勧告のことを触れ、勧告を受けてさいたま市はどうしていくか明記すべき。どこが課題かを議論すべき。市の職員が総括所見を知るべき。
- ・障害者の理解を深めるために力を入れるべきことは、福祉施設を地域に開かれたものにする。これは息子の行っているグループホームに関しては、全然なされていない。近所の人は「ここは何ですか」「あまり人の出入りがいい」とか。まずは地域の人と少しでも交流があったらいいと思う。
- ・ノーマライゼーション条例の簡明版が小学生に配られているが、配るだけではなく、当事者による出前授業をするのはどうか。
- ・さいたま市でも障害者ダンスや音楽活動を支援して発表の場を与えて欲しい。

#### 【福祉サービスについて】

- ・子供が小さいときは自分が疲れていても子供を外に出せない。自分が生んだからと言って親が無理してしまうのは違う。家族が休めるショートも必要。
- ・ひきこもりにはなんらかの障害が見え隠れしているように思います。そのような観点からひきこもる人たちの生きづらさをほぐしつつ今後の人生について本人がより望ましく思えるような人生を模索できる機会を作ってほしいです。また、社会がどう受け入れていくかという視点の方は、もっと重要だと思います。現在のひきこもり対策には社会がどう受け入れるかという視点が見えない気がします。
- ・ノンステップバスの普及率は上がっているが、バスができてバス停が対応していないと、結局いくつか先のバス停までいかなければならない。バス停も整備されるといいと思う。
- ・バスだけでなく、バリアフリーといっておきながら、バリアフリーになっていないところはあちこちにある。
- ・特に運転できない視覚障害者には移動支援は重要であり、福祉タクシー券の納税者への支給停止、一度に利用できる枚数の制限について改善してほしい。



**【住居について】**

- ・20～30代までの障害者の家族は親の元気なうちに近くの入所施設やグループホームを検討し動いていますが、それ以上の年代の障害者の家族は「わが子のことは家族にしかできない…」と考えている方が多いように思われます。重度障害の方ほど顕著で、この問題が大きくなっていくと行政で抱える問題になりそうです。各区の障害者生活支援センターの周知・啓発セミナー開催などで啓発をするのはどうでしょうか。
- ・相談支援をしているが、グループホームの数が少ない。通所している事業所を継続して利用し、生活スタイルを変えずにグループホームを探すことが難しい。場所的な面でニーズに合った設置ができているのか疑問に感じる。地域偏在の課題。
- ・グループホームの実態調査をしていただきたいです。職員の人手不足からの放置が見られたり、入居前の利用者のマッチングなしからのトラブルがあるようです。
- ・グループホーム使いたい精神障害家族増えている。グループホーム経営者はさまざま。グループホームは多種多様。見分けるのが難しい。

**【相談・支援について】**

- ・家族が抱えてしまっている現状がある。どこかでいいからつながって、何かの時にSOSを出せる環境づくりが必要。
- ・視覚障害者に対応できる相談支援窓口や人材が実質的に抜けています。各区支援課がワンストップの相談窓口となるよう、施策を講じてください。
- ・障害者相談員は各区にいた方がよいと思います。実際に機能しているのか、相談件数を掲載してほしいです。また、相談員は地域協議会に参加すべきメンバーだと思います。
- ・相談支援事業所の数が足りない。又、業務に当たる職員の質の向上も追いついていないと思う。研修の機会を増やしてほしい。

**【障害児支援について】**

- ・特別支援学校のスクールバスに乗れない子どもがいる。スクールバスの中に添乗員だけでなく、専門職の人に乗ってもらいたい。何かあった時の対処できるようにしてもらいたい。
- ・学校に行っても療育を受けたいという家庭があり、都内の療育センターに通っている人もいる。さいたま市でも切れ目のない支援体制を整えてもらいたい。

【情報の取得・コミュニケーション支援について】

- ・事業所の空き状況がリアルタイムでわかる情報があるとよい。事業所情報が市ホームページにあるが、フォーマットを充実させるなど考えてほしい。
- ・どのような支援があるか調べないと出てこない。情報が届いていない。
- ・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション法を、きちんと位置付けた内容に改めてください。
- ・視覚障害者もICTのスキルを身につければ自力で手続きできることが増える。相談窓口、ICT訓練、歩行や生活訓練を行う、視覚障害者情報文化センターのような施設は、さいたま市のような規模の政令指定都市ならばあるべき施設と思う。
- ・障害のない者と平等に期日前投票ができるよう、都道府県選挙管理委員会と同じく、改正公職選挙法の電磁的記録について、情報アクセシビリティ・コミュニケーション法を最大限尊重した情報提供を加えてください。

【危機対策について】

- ・要支援者名簿や、要配慮者優先避難所を知らない人が多いのは、行政担当課の周知不足だと思う。また、障害者の防災訓練参加の呼びかけも不十分。市報などで、積極的に呼びかけてほしい。
- ・福祉避難所開設の訓練については、障害者の合理的配慮や特性などの体験を活用していただきたいです。
- ・避難行動支援者名簿。高齢者は自治会の人も把握しているが、障害を持っている人のことは把握していないようだ。緊急時に使えることを周知したい。

【その他】

- ・事業所アンケート結果職員の勤続年数1年未満が多い、退職者が多い半分近く。事業所に定着する人が少ない、職員が増えない育たないことはサービスの質にも影響する。職員の育成定着は重要。
- ・職員の資質については、事業者同士で話し合ったり、学び合ったりする場があれば、向上していくように思う。人材不足については、特に男性職員の数が少ないようで、整備にまで影響していると思われる。新卒採用で入っても家庭を持ってない報酬では転職するしかない。

## 4 計画の基本的枠組

(別紙 新旧対照表のとおり)